

令和6年税制改正の要点と インボイスの現況

税理士 渡辺 章

目次

令和6年度改正消費税法

I	プラットフォーム課税の導入	2
1	リバースチャージ方式の導入（平成27年度改正）	2
2	プラットフォーム課税導入の背景	5
3	プラットフォーム課税の概要	6
4	適用時期	7
II	国外事業者に対する課税の見直し	8
1	納税義務の特例に係る見直し	8
2	簡易課税制度等に係る見直し	10
III	外国人旅行者向け免税制度の抜本的な見直し	11
1	輸出物品販売場制度	11
2	制度の見直し	12
3	仕入税額控除制度に係る適用の見直し	12
IV	インボイス制度導入後における諸制度のメンテナンス	13
1	仕入税額控除に係る経過措置の見直し	13
2	帳簿に係る記載事項の見直し	15
3	経理方法の見直し	18
4	登録申請書等の見直し	21
V	高額特定資産を取得した場合の特例における新ルール ..	30
1	高額特定資産を取得した場合の特例	30
2	高額特定資産に係る3年縛りの新ルール	35
VI	その他の改正事項	39

最新インボイス情報

I	「公共交通機関特例」と「出張旅費等特例」	40
II	電子インボイス	41
1	電子インボイス等の提供と電子データの保存	41
2	ECサイトによる取引	43
3	インフラ企業あれこれ	44
III	クレジットカードによる取引	45
1	クレジットカード会社からの請求明細書等	45
2	ETC利用代金	46
3	タクシーチケット	49
IV	銀行手数料	50
1	代金から差し引かれる振込手数料	50
2	銀行手数料等	50
V	買手によるインボイスの修正等	53
VI	立替金	54
1	経費の立替払い	54
2	従業員による立替払い	56
VII	報酬と源泉税	57
VIII	仕入明細書等の活用	59
1	家賃等	59
2	古物商等	62

令和 6 年度改正消費税法

令和 6 年 3 月 28 日、所得税法等の一部を改正する法律が、令和 6 年度予算案とともに国会で可決成立しました。同時に成立を目指した予算案における予備費の不透明さや少子化対策支援金の不十分な質疑応答、そして裏金問題と、野党がその予算案に一斉に反対する中、年度内成立が危ぶまれました。しかし、能登半島地震による被災地の復旧復興予算も含まれていたことから、最終的には与党が押し切った形ようです。

【改正消費税法の概要】

1. プラットフォーム課税の導入
2. 外国人旅行者向け免税制度の抜本的な見直し
3. インボイス制度導入後における諸制度のメンテナンス
4. 高額特定資産を取得した場合の 3 年縛りにおける新ルールの導入 など

令和 6 年度改正消費税法の目玉として、いわゆる「プラットフォーム課税」が導入されることになりました。インターネットなどを介したデジタルサービスについては、平成 27 年度改正において、いわゆる「リバースチャージ方式」が導入されました。今年度の改正では、このリバースチャージ方式では解決されない課題について、その解消のため海外では既に先行して導入されていたこの課税方法が、ついに日本でも導入されることとなります。また、これと併せ、国外事業者による租税回避行為を防止するため、事業者免税点制度や簡易課税制度に関しても必要な見直しが行われています。

一方、外国人旅行者向け免税制度に関し、抜本的な制度の見直しを行うことが、今年度改正で方向付けされました。近年、外国人によって、輸出物品販売場（免税店）からの多額、多量の免税購入物品が、国外に持ち出されず、日本国内で横流しされている事例が多発しています。これを受け、物品販売時に免税とするのではなく、出国時に税関において持ち出しが確認された物品についてのみ消費税相当額を返金する制度へと転換されます。なお、具体的な制度の詳細については、令和 7 年度改正において手当てされることとなります。

この他、既にインボイス制度がスタートしていますが、そのメンテナンスとして、登録事業者以外の者からの課税仕入れに係る経過措置に関して、一定の制限が加えられることになりました。また、自動販売機特例を使った場合の帳簿への記載事項の見直しや簡易課税制度又は 2 割特例の適用者が税抜経理方式を採用する場合の消費税に係る処理方法の見直しなどが行われています。

そして、特徴的なものとして、新たな節税スキームの対抗策のため、高額特定資産を取得した場合の 3 年縛りに新たなルールが加えられます。現行制度に加えて、金の地金等をその課税期間中に 200 万円以上取得した場合が新たに 3 年縛りの対象に加えられます。

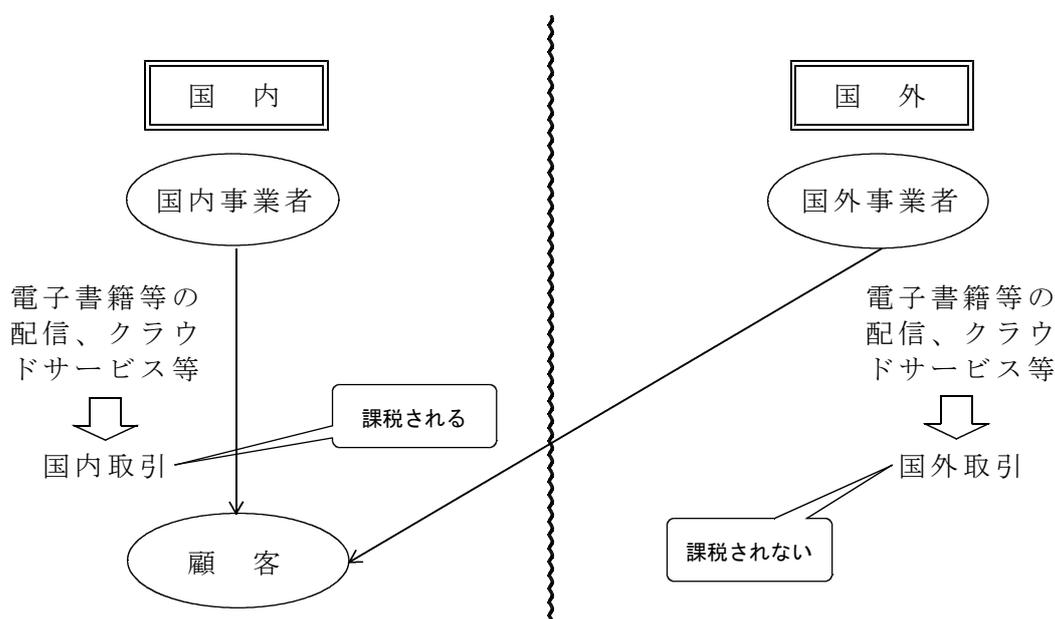
I プラットフォーム課税の導入

1 リバースチャージ方式の導入（平成27年度改正）

近年、インターネット等を介した電子書籍、音楽、ゲーム、広告の配信やクラウドサービス等が目覚ましい発展を遂げていますが、これらの役務の提供を国内事業者が行う場合には、当然に消費税が課税されることとなります。

一方、これらの役務の提供を国外事業者が行う場合、平成27年度改正前の法令では、「役務の提供を行う者の事務所等の所在地」で国内取引の判定を行うこととされていました。このため、国外事業者が国外の拠点からこれらの役務の提供を行う限り国外取引となり、たとえ日本国内の者に対する役務の提供であっても課税できないという問題がありました。

【インターネット等を介した役務の提供に関する改正前の取扱い】



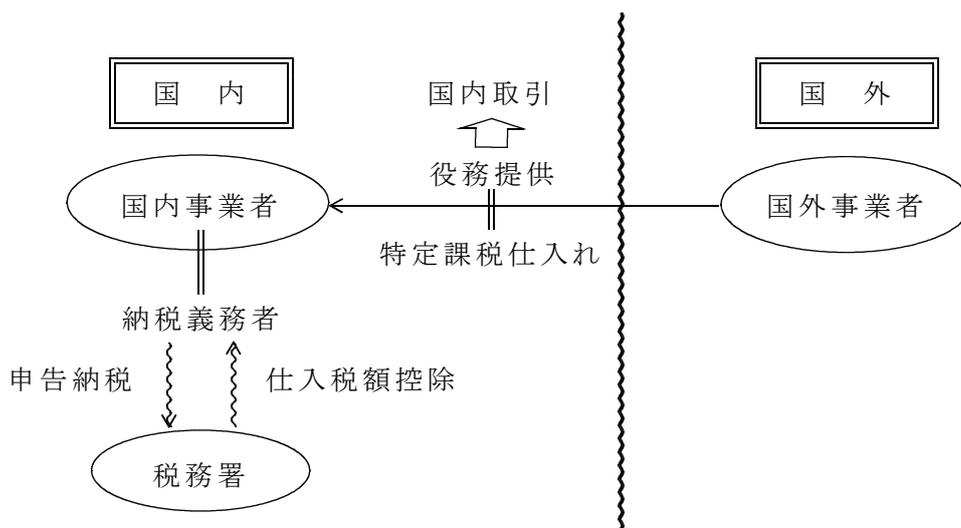
そこで、平成27年度改正によって、平成27年10月1日以後に行われるこれらの役務の提供については、その国内取引の判定基準が見直されることとなりました。

具体的には、電子書籍、音楽、ゲーム、広告の配信やクラウドサービスなどのインターネット等を介して行われる役務の提供が「電気通信利用役務の提供」と位置付けられ、その国内取引の判定基準が「役務の提供を行う者の事務所等の所在地」から「役務の提供を受ける者の住所地等又は本店所在地等」へと変更されました（消法4③三）。

さらに、国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、その役務の提供を受ける者が事業者であることが明らかなものは「事業者向け電気通信利用役務の提供」と位置付けられ、その取引に係る消費税の納税義務を役務の提供を受ける国内事業者に転換する、いわゆる「リバースチャージ方式」が導入されることとなりました。

このリバースチャージ方式では、国内事業者が国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供が「特定課税仕入れ」と位置付けられ、国内事業者が課税標準額に計上して納税義務を負う一方、原則として、同額を仕入税額控除の対象とし、実質的な税負担額が0となるように仕組みられています。

【事業者向け電気通信利用役務の提供（リバースチャージ方式）】



【事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものの例】

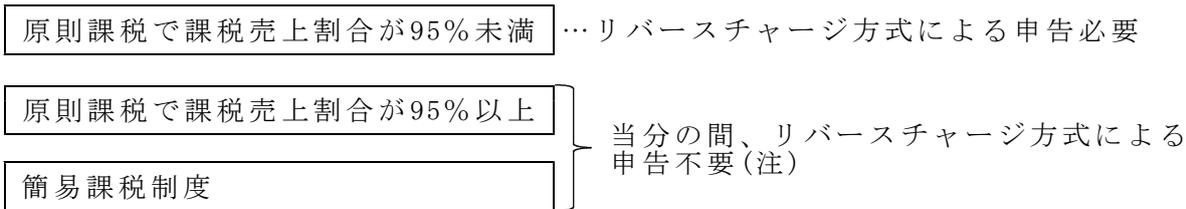
- ・インターネットを介した広告の配信やインターネット上でゲームやソフトウェアの販売場所を提供するサービス
 （パソコンやスマートフォン等で利用できるゲームソフトなどをインターネット上の販売場所に掲載して販売する行為は、当該ゲームソフト等の利用許諾を複数の者に対して反復・継続して行おうとするものであるため、個人が行うものであっても消費税法上の事業に該当するものと考えられます。したがって、これらを提供するサービスは「事業者向け電気通信利用役務の提供」に該当することとなります。）
- ・クラウドサービス等の電気通信利用役務の提供のうち、取引当事者間において提供する役務の内容を個別に交渉し、取引当事者間固有の契約を結ぶもので、契約において役務の提供を受ける事業者が事業として利用することが明らかなもの
 （インターネットのWebサイトから申込みを受け付けるようなクラウドサービス等において、「事業者向け」であることを当該Webサイトに掲載していたとしても、消費者をはじめとする事業者以外の者からの申込みが行われた場合に、その申込みを事実上制限できないものは、取引条件等から「当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるもの」には該当しません。このような取引は、「消費者向け電気通信利用役務の提供」に該当します。）

<留意点>

経過措置により、原則課税を適用する場合で課税売上割合が95%以上の課税期間（その課税期間における課税売上高が5億円を超えるか否かは問いません。）及び簡易課税制度を適用する課税期間については、当分の間、リバースチャージ方式は適用されないこととされています（平成27年改正法附則42、44②）。

したがって、リバースチャージ方式は、原則課税を適用する場合で課税売上割合が95%未満の課税期間についてのみ適用されることとなります。

【リバースチャージ方式と仕入控除税額の計算方法との関係】



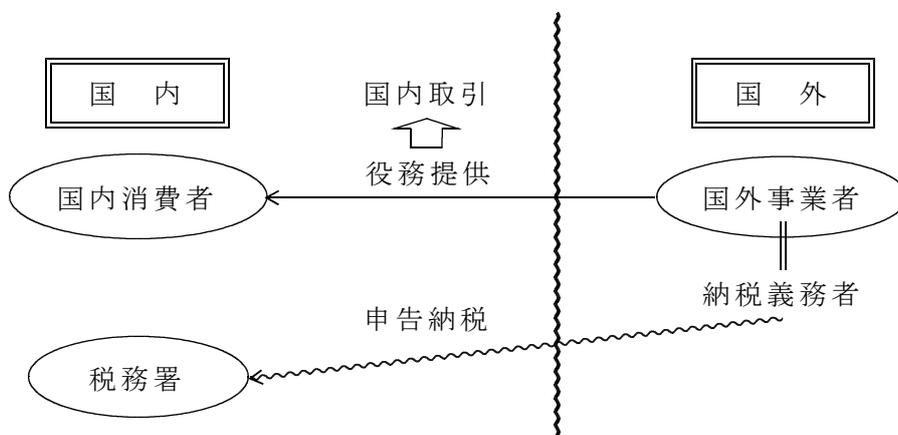
(注1) 特定課税仕入れの仕入税額控除については、インボイスの保存は不要です(消法30⑦)。

(注2) その課税売上割合が95%以上である課税期間については、特定課税仕入れ自体がなかったものとみなされますから、その特定課税仕入れにつき仕入税額控除を行うことはできません。

一方、「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供(便宜上、「消費者向け電気通信利用役務の提供」といいます。)については、売手側である国外事業者が納税義務を負うこととなります。

なお、電子書籍の配信等は、事業者向け電気通信利用役務の提供に該当しませんが、法人が電子書籍をインターネットを介して取得することも考えられます。そこで、平成27年度改正では、買手側である国内事業者について、国税庁長官の登録を受けた国外事業者から提供を受けた電気通信利用役務の提供のみを仕入税額控除の対象とする「登録国外事業者制度」が「リバースチャージ方式」と併せて導入されました。

【消費者向け電気通信利用役務の提供】



【消費者向け電気通信利用役務の提供に該当するものの例】

- ・インターネット等を通じて行われる電子書籍・電子新聞・音楽・映像・ソフトウェア(ゲームなどの様々なアプリケーションを含みます。)の配信
- ・顧客にクラウド上のソフトウェアやデータベースを利用させるサービス
- ・顧客にクラウド上で顧客の電子データの保存を行う場所の提供を行うサービス
- ・インターネット上のショッピングサイト・オークションサイトを利用させるサービス(商品の掲載料金等)

<留意点>

「登録国外事業者制度」によって、国内事業者が「登録国外事業者」から消費者向け電気通信利用役務の提供を受ける場合には、他の課税仕入れと同様に請求書等かつ帳簿を保存することによって、その取引に係る仕入税額控除が認められることになりました（消法30⑧⑨、平成27年改正法附則38①②）。

なお、この「登録国外事業者」は、原則として、令和5年10月1日に適格請求書発行事業者の登録を受けたものとみなされます（平成28年改正法附則45）。

【国内事業者が消費者向け電気通信利用役務の提供を受ける場合】



(注) 令和5年10月1日以後の取扱い

令和5年10月1日以後、適格請求書発行事業者である国外事業者から受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」については、インボイスかつ帳簿の保存を条件に仕入税額控除の対象となります。

一方、適格請求書発行事業者以外の国外事業者から受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」については、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置（仕入税額の80%又は50%を控除対象とする経過措置）の適用はなく、仕入税額控除の対象となりません（平成28年改正法附則52①、53①）。

2 プラットフォーム課税導入の背景

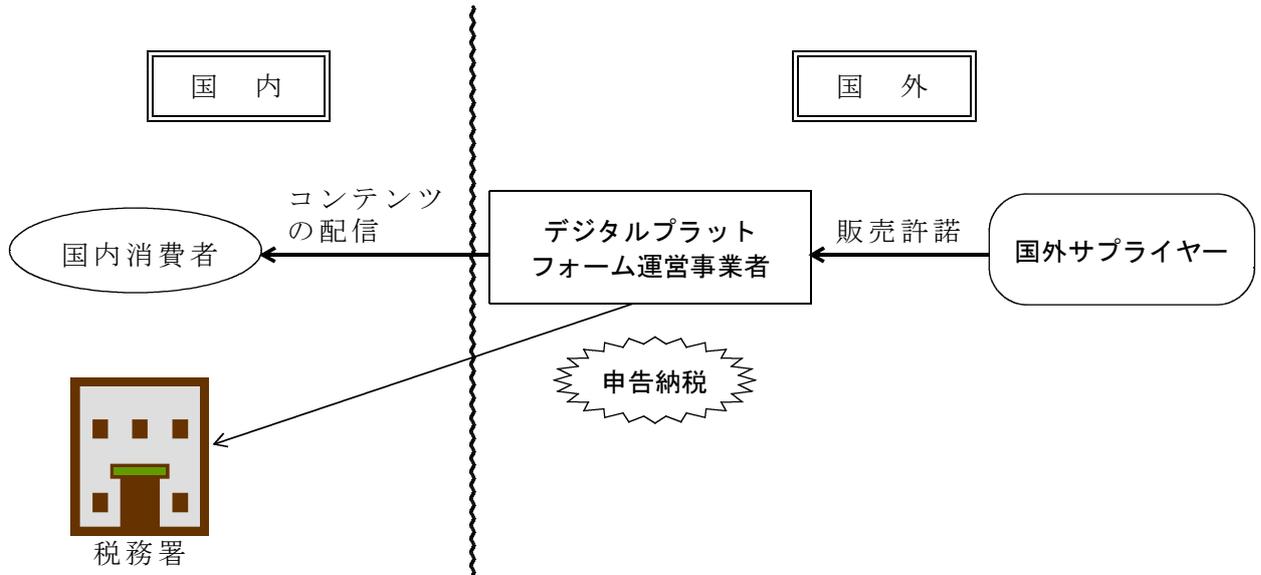
従来、大規模なコンテンツの提供事業者やプラットフォーム運営事業者（インターネット上で様々なデジタルサービスの提供や仲介を行う事業者）自らが行う電子書籍や音楽・動画配信などのデジタルコンテンツの提供が主流でした。

しかし、ここ数年、大規模なプラットフォーム運営事業者を介して、国籍、事業者の規模を問わず、数多くの事業者によって、オンラインゲームを中心としたモバイルアプリなどの提供が行われるようになってきました。

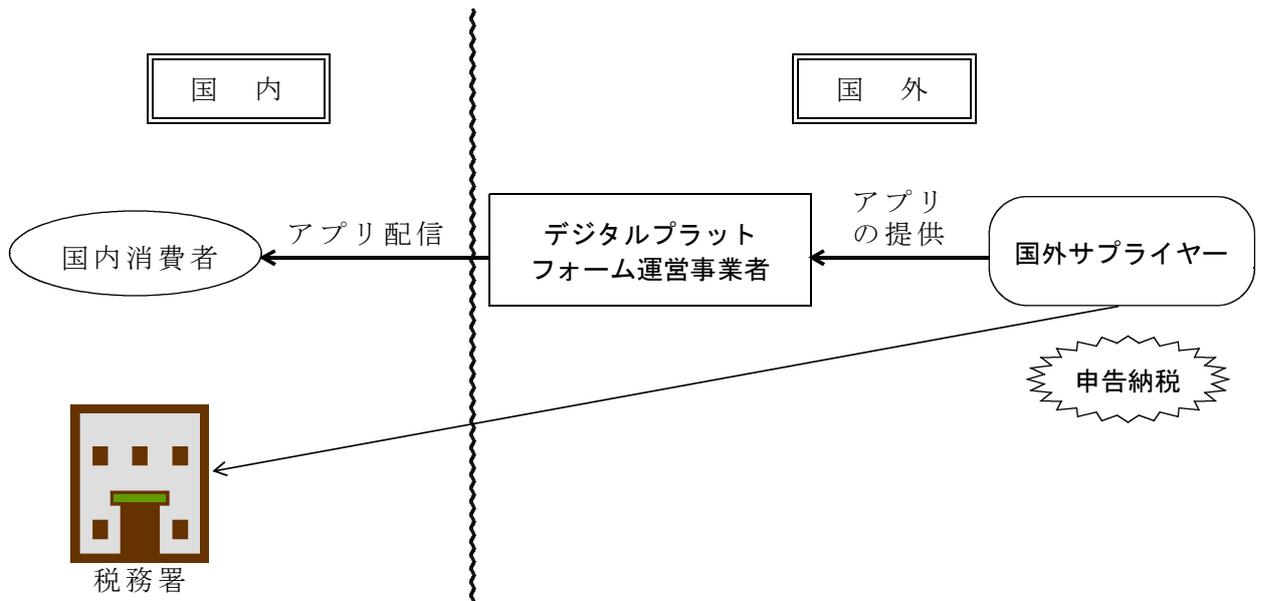
従来の電子書籍や音楽・動画配信などの提供については、大規模なプラットフォーム運営事業者がサプライヤーからデジタルコンテンツを購入した上で消費者に提供する方式（いわゆる「バイセル方式」）が一般的でした。そのため、課税庁では、限られた大規模プラットフォーム運営事業者を捕捉しておけば、課税上の問題は生じづらいということでした。

一方、オンラインゲームを中心としたモバイルアプリなどの提供については、プラットフォーム運営事業者は、一般的に取引の仲介を行うのみで、個々のサプライヤー自らが消費者にコンテンツを提供する方式（いわゆる「セールス・エージェント方式」）を採用しているケースが多いようです。このため、納税義務を負うのは星の数ほどいるサプライヤーとなるため、課税庁におけるサプライヤーの正確な捕捉が難しい状況にあり、課税上の問題が急拡大しています。

【国外からの電子書籍、音楽等の配信イメージ（バイセル方式）】



【国外からのオンラインゲームの配信イメージ（セールス・エージェント方式）】



そこで、このような問題を解決するため、捕捉が容易な大規模プラットフォーム運営事業者に納税義務を課す「プラットフォーム課税」を導入することになりました。

3 プラットフォーム課税の概要

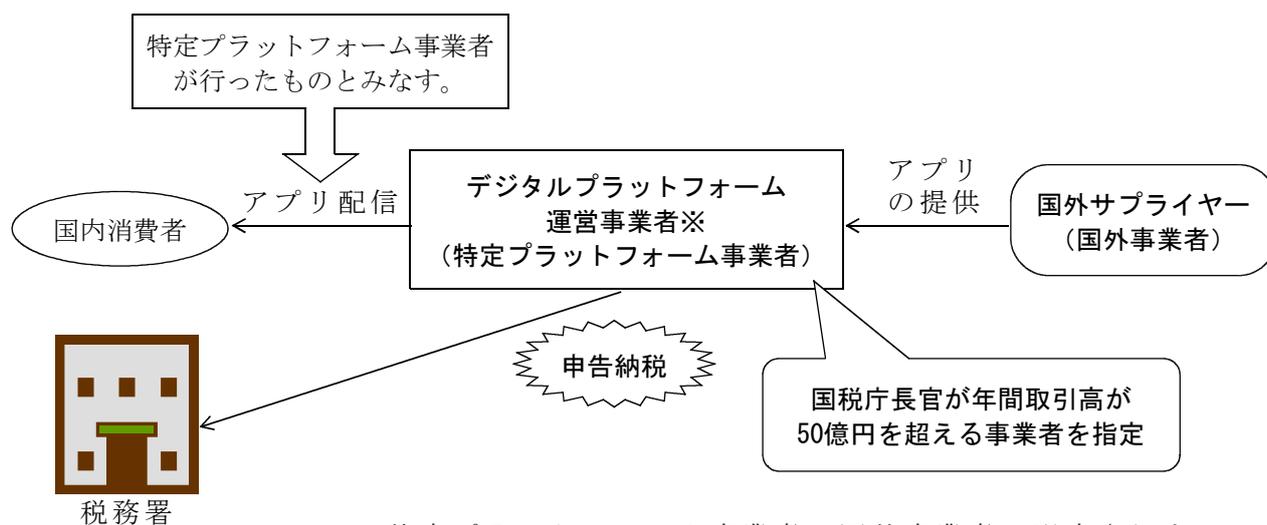
プラットフォーム課税の対象となるプラットフォーム運営事業者（以下、「特定プラットフォーム事業者」）は、デジタルプラットフォームを介して行われるデジタルサービス（リバースチャージ方式の対象となる事業者向け電子通信利用役務の提供は対象外）で、国外事業者がその対価をその「特定プラットフォーム事業者」を介して収受するものについては、そのデジタルサービスをその「特定プラットフォーム事業者」が行ったものとみ

なして納税義務を負います（消法15の2①）。

なお、対象となる取引は、あくまでも国外事業者が国内向けに行うデジタルサービスに限られ、国内事業者が行うデジタルサービスは対象となりません。

また、「特定プラットフォーム事業者」は、自身のデジタルプラットフォームを介して国外事業者が行うデジタルサービスの取引高が50億円を超える事業者であり、国税庁長官が指定することになります（消法15の2②）。

【プラットフォーム課税のイメージ】



※ 特定プラットフォーム事業者は国外事業者に限定されません。

4 適用時期

上記の改正は、令和7年4月1日以後に行われるデジタルサービスについて適用されま
す（令和6年改正法附則13⑥～⑧）。

II 国外事業者に対する課税の見直し

1 納税義務の特例に係る見直し

従来からある各種納税義務の免除の特例に関し、国外事業者に限定して、その適用関係の見直しが行われました。

(1) 国外事業者の意義

「国外事業者」とは、所得税法 2 ①五に規定する非居住者である個人事業者及び法人税法 2 四に規定する外国法人をいいます（消法 2 ①四の二）。

(2) 特定期間による判定の特例

特定期間による判定の特例については、特定期間における課税売上高に代えて、特定期間中に支払った給与等の金額で判定することが認められています（消法 9 の 2 ③）。

しかし、国外事業者については、この給与等の金額による判定を認めないこととされました。

【特定期間による1,000万円の判定】

	国内事業者	国外事業者
課税売上高	○	○
給与等の金額	○	×

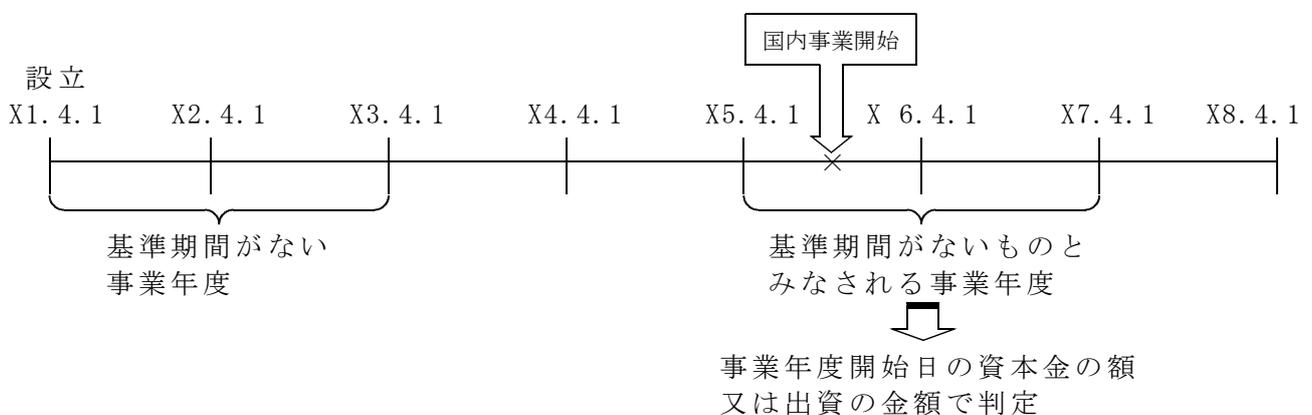
(3) 新設法人の特例

資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の新設の法人は、その基準期間がない設立1期目と2期目については納税義務が免除されません（消法12の2①）。

ここで、外国法人については、基準期間がある設立3期目以降についても、基準期間の末日の翌日以後に日本における事業を開始した場合には、その事業年度の基準期間はないものとみなされることとなります。

この結果、日本における事業を開始した時の資本金等により、実質的に新設法人の特例の判定を行うこととなります（消法12の2③）。

【外国法人に係る新設法人の特例】



(4) 特定新規設立法人の特例

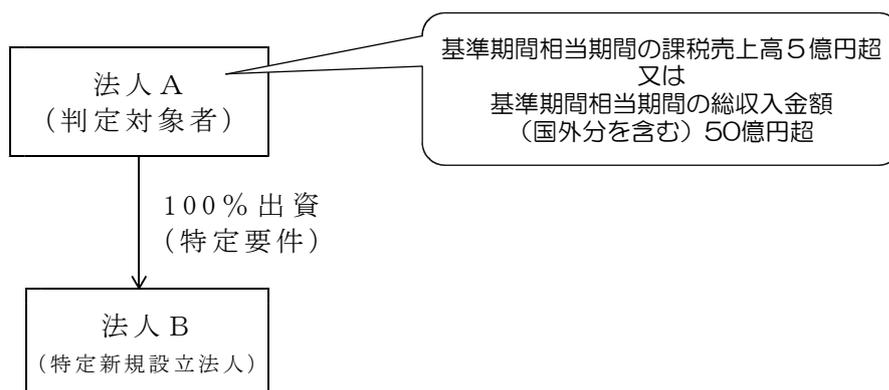
資本金1,000万円未満の新設の法人であっても、特定要件（他の者により、その新設の法人の発行済株式等（自己株式等を除きます。）の50%超が直接又は間接に保有される場合等をいいます。）に該当し、かつ、判定対象者（特定要件の判定の基礎となった他の者及び他の者と特殊な関係にある法人のうちいずれかの者をいいます。）の基準期間相当期間における課税売上高が5億円を超える場合には、その基準期間がない設立1期目と2期目についても納税義務は免除されません（消法12の3①）。

ここで、プラットフォーム課税との関連で、判定対象者の金額判定について、基準期間相当期間における国外分を含む総収入金額が50億円を超える場合が加えられました。

(注) 総収入金額の範囲

「総収入金額」とは、「売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額」をいい、国内外を問わず、資産の譲渡等の対価以外の収入も含まれます。したがって、例えば、損益計算書上の売上高、受取利息、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益、為替差益、貸倒引当金戻入益、固定資産売却益、負ののれん発生益などの全ての収益の額が含まれることにまります（消基通1-5-21の3）。

【特定新規設立法人のイメージ】



また、外国法人については、上記(3)と同様に、基準期間がある設立3期目以降についても、基準期間の末日の翌日以後に日本における事業を開始した場合には、その事業年度の基準期間がないものとみなされることとなります（消法12の3⑤）。

(5) 適用時期

上記(2)～(4)の改正は、令和6年10月1日以後に開始する個人事業者のその年又は法人のその事業年度について適用されます（改正法附則1三口、13①～③）。

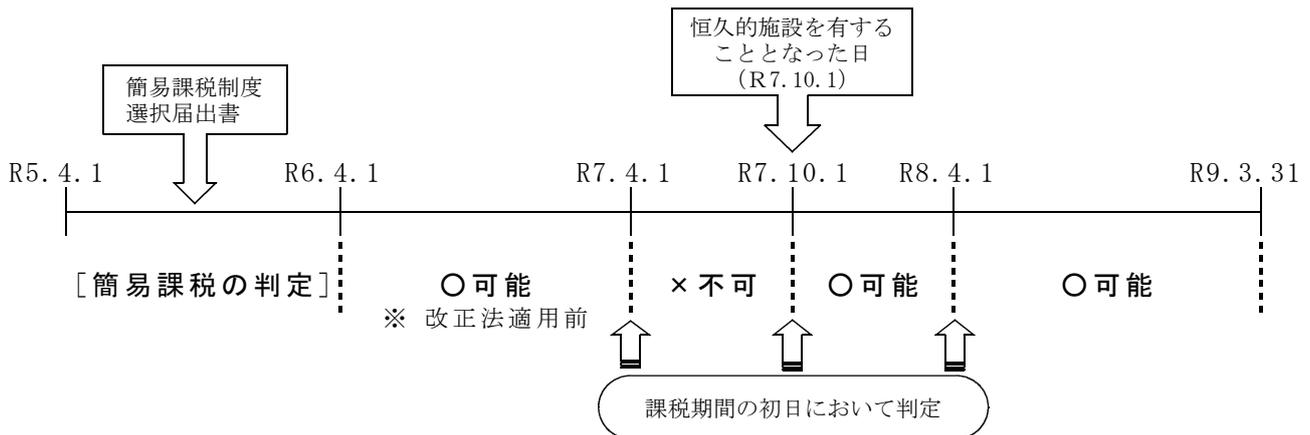
2 簡易課税制度等に係る見直し

その課税期間の初日において所得税法 2①八の四又は法人税法 2 十二の十九に規定する恒久的施設を有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととされました（消法37①）。

また、2割特例の適用も認めないこととされました（平成28年改正法附則51の2①）。

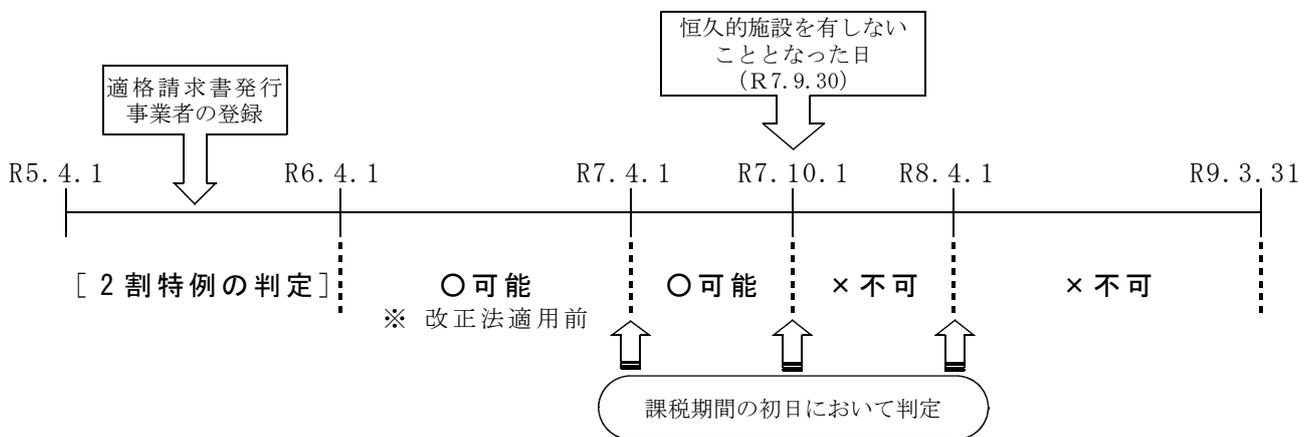
(注) 上記の改正は、令和6年10月1日以後に開始する課税期間について適用されます(改正法附則 1 三口、リ、13⑩、63)

【外国法人が恒久的施設を有することとなった場合】



(注) 恒久的施設を有しない外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有することとなった場合、その事業年度は恒久的施設を有することとなった日の前日（R7.9.30）に終了し、その翌日（R7.10.1）から事業年度が開始することになります（法14①七）。

【外国法人が恒久的施設を有しないこととなった場合】



(注) 恒久的施設を有する外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有しないこととなった場合、その事業年度は恒久的施設を有しないこととなった日（R7.9.30）に終了し、その翌日（R7.10.1）から事業年度が開始することになります（法14①八）。

Ⅲ 外国人旅行者向け免税制度の抜本的な見直し

1 輸出物品販売場制度

輸出物品販売場制度とは、輸出物品販売場（いわゆる免税店）を経営する事業者が、免税購入対象者（外国人旅行者等）に免税対象物品を一定の方法で販売する場合に、消費税が免除される制度です（消法 8 ①）。

免税対象物品は、輸出するために購入される物品のうち、通常生活の用に供されるものであって、金又は白金の地金その他明らかに事業用又は販売用として購入されるものは含まれません（消令 18②）。

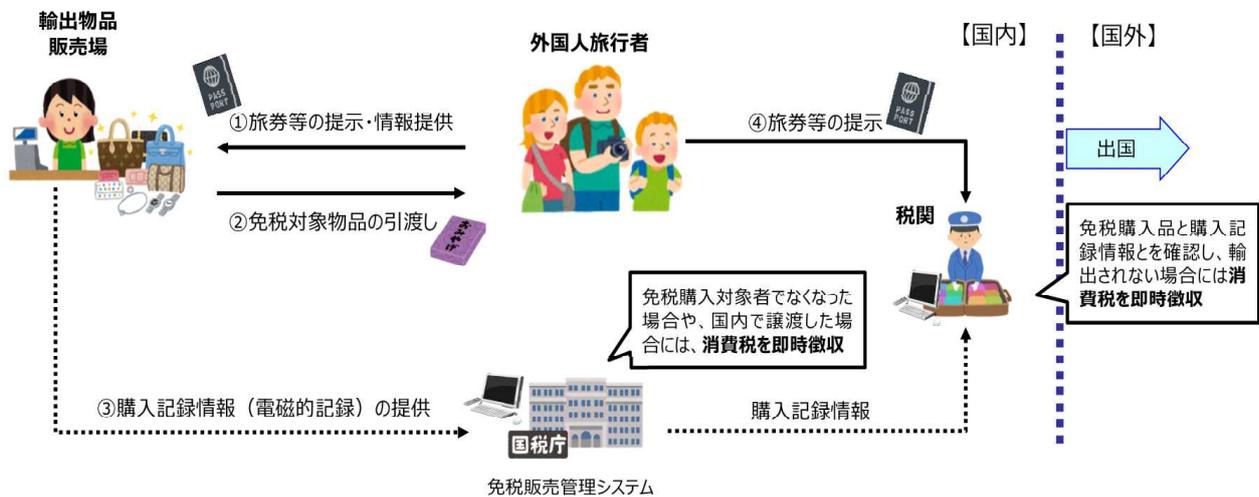
また、同一の販売場において同一の日に販売する金額が、一般物品（家電、バッグ、衣料品等の消耗品以外のもの）については、5 千円以上、消耗品（飲食料品、医薬品、化粧品その他の消耗品）については、5 千円以上 50 万円以下である場合に対象となります（消令 18③一、⑭）。

なお、免税購入対象者が輸出物品販売場において購入したものは、国内における譲渡又は譲受け（これらの委託、媒介等を含みます。）が禁止されています（消法 8 ④）。

物品の譲渡又は譲受けがされたときは、税務署長は、その物品を譲り渡した者からその物品の譲渡についての免除に係る消費税相額を直ちに徴収することとされています（消法 8 ⑤）。

また、物品を譲り受けた者は、その物品を譲り渡した者と連帯して納税義務を負います（消法 8 ⑥）。

【輸出物品販売場による免税制度の概要】



(出典：自民党税調資料)

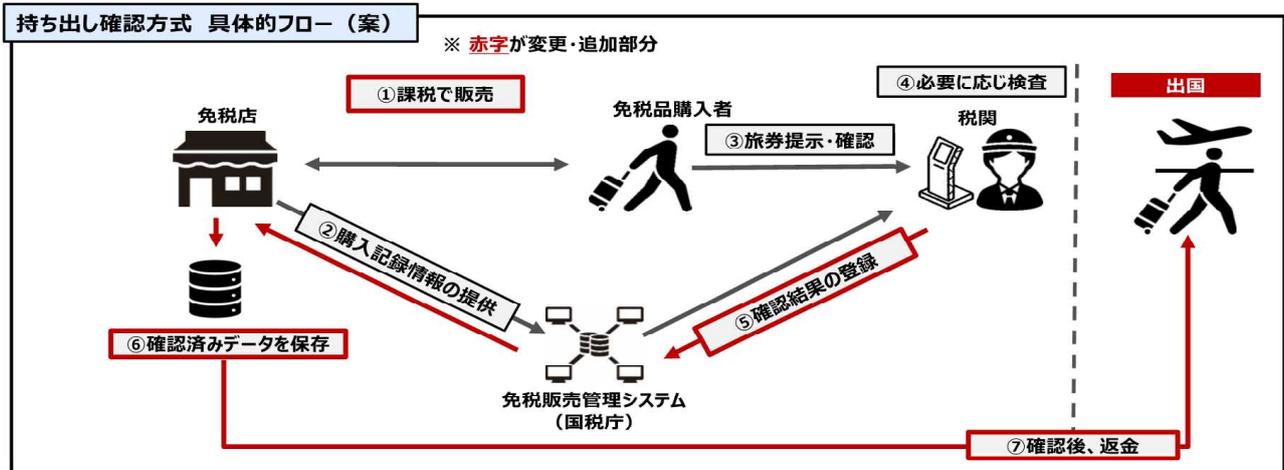
2 制度の見直し

輸出物品販売場制度は、近年のインバウンド消費拡大の重要な役割を担っている反面、免税物品に係る横流し等の不正事件の温床となっています。また、輸出物品販売場は、制度の不正利用防止の一義的な責任を負う立場にあり、税務否認リスクも抱えながらの運営には多大な業務負荷がかかっている状態にあります。

そこで、不正を排除しつつ、輸出物品販売場が、不正排除のための責任を負うことのないよう、出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度への見直しが検討されています。

なお、検討に当たっては、旅行者の利便性向上や輸出物品販売場における事務負担軽減などを考慮し、令和7年度改正において結論を得ることを目指しています。

【改正案のイメージ】



(出展：自民党税調資料)

3 仕入税額控除制度に係る適用の見直し

免税購入した者と買取業者などが、通謀して免税購入品を横流ししている事案を踏まえ、仕入れた免税購入品について、それが免税購入品だと知りながら行った課税仕入れについては、その仕入税額控除を認めないこととされました（消法30⑫）。

なお、この場合には、インボイスの保存がなくても仕入税額控除ができる「古物商等特例」の適用の有無に関係なく、仕入税額控除はできません（「インボイスQ&A」問106）。

（注）上記の改正は、令和6年4月1日以後に国内において行われる課税仕入れについて適用されます（改正法附則1、13⑨）

【仕入税額控除の制限】

外国人旅行者



免税購入品の国内譲渡

買取業者



【現行】
仕入れた免税購入品について、仕入税額控除可能

【見直し案】
仕入れた免税購入品について、それが免税購入品だと知っている場合には仕入税額控除を認めない

(出典：自民党税調資料)

Ⅳ インボイス制度導入後における諸制度のメンテナンス

1 仕入税額控除に係る経過措置の見直し

(1) 仕入税額控除の経過措置

適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は適格請求書発行事業者の登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについて、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に限定して、仕入税額相当額の一定割合について仕入税額控除を認める経過措置が設けられています（平成28年改正法附則52、53）。

【経過措置の適用期間と仕入税額】

適用期間	仕入税額
令和5年10月1日～令和8年9月30日	仕入税額相当額×80%
令和8年10月1日～令和11年9月30日	仕入税額相当額×50%

【経過措置のイメージ】

R 5. 10. 1		R 8. 10. 1		R 11. 10. 1	
仕入税額相当額 ×100%	仕入税額相当額×80% (経過措置)	仕入税額相当額×50% (経過措置)	仕入税額控除なし		

<参考>

経過措置の適用を受けるための要件は次のとおりです。

【経過措置の適用要件】

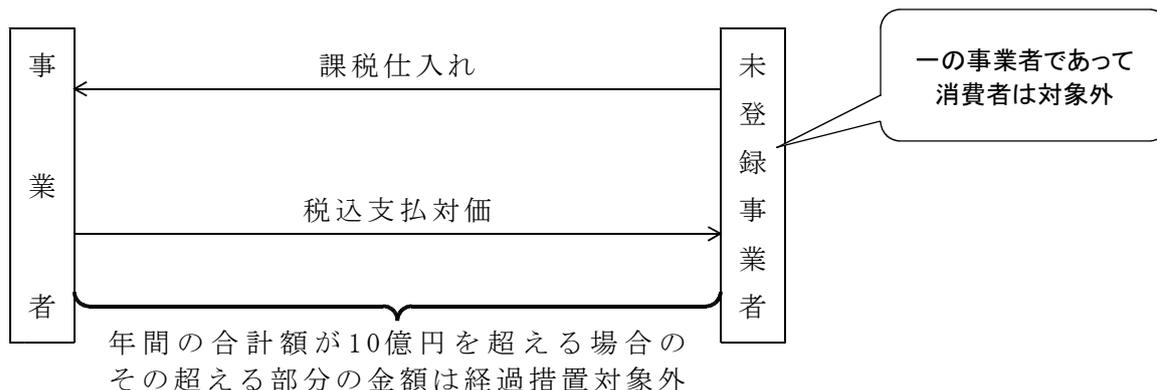
- ① 帳簿について、区分記載請求書等保存方式における記載事項に加え、たとえば、個々の取引ごとに「80%控除対象」、「免税事業者からの仕入れ」などと記載する他、個々の取引に「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、別途「※(☆)は80%控除対象」などと表示する等、この経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載を行うこと
- ② 請求書等又はその電子データについて、区分記載請求書等と同様の必要事項が記載又は記録されていること（請求書等に「軽減税率対象である旨」又は「税率ごとに区分して合計した税込価額」の記載がない場合に自ら追記又はデータを紙に出力して追記する場合を含みます。）

(2) 経過措置の見直し

その事業者が、一の適格請求書発行事業者以外の事業者から行った税込課税仕入れの額の合計額が、個人であればその年、法人であればその事業年度で10億円を超える場合には、その超える部分の課税仕入れについては、経過措置の適用が認められないこととなります。

(注) 上記の改正は、令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます（改正法附則1三リ、63）。

【経過措置見直しのイメージ】



(3) 消費税額の計算

仕入税額控除の経過措置の適用がある場合の経過措置の対象となる課税仕入れに係る消費税額の計算については、事業者が選択した「積上計算」又は「割戻計算」に応じて次のように計算します（平成30年改正消令附則22、23）。

【請求書等積上計算又は帳簿積上計算を適用する場合】

経過措置の適用を受ける課税仕入れを行った都度、次に掲げる算式によって計算し、これを積上げます。なお、経過措置の適用を受ける課税仕入れを区分して管理し、期末において一括して、次に掲げる算式によって計算することもできます。

① 軽減税率対象取引

$$\text{経過措置の適用を受ける課税仕入れの金額} \times \frac{6.24}{108} \times 80\% (\text{又は} 50\%) = \text{仕入税額 (注)}$$

② 標準税率対象取引

$$\text{経過措置の適用を受ける課税仕入れの金額} \times \frac{7.8}{110} \times 80\% (\text{又は} 50\%) = \text{仕入税額 (注)}$$

(注) 1円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨て又は四捨五入し、切上げは認められません。

【割戻計算を適用する場合】

その課税期間中に行った経過措置の適用を受ける課税仕入れの金額の合計額について、次に掲げる算式によって計算します。

① 軽減税率対象取引

$$\text{経過措置の適用を受ける課税仕入れの金額の合計額} \times \frac{6.24}{108} \times 80\% (\text{又は} 50\%) = \text{仕入税額}$$

② 標準税率対象取引

$$\text{経過措置の適用を受ける課税仕入れの金額の合計額} \times \frac{7.8}{110} \times 80\% (\text{又は} 50\%) = \text{仕入税額}$$

仕入控除税額については、一の事業者から行った課税仕入れの額の合計額のうち、10億円を超える部分の課税仕入れを除いた課税仕入れ（「控除対象課税仕入れ」といいます。）に基づいて、上記の算式により計算します（改正消令2、改正消令附則1一口）。

2 帳簿に係る記載事項の見直し

(1) 帳簿のみの保存で保存要件を満たす取引

書類の交付を受けることが困難な取引として、次に掲げるものについては、帳簿の保存のみで仕入税額控除を適用することができます（消法30⑦、消令49①、70の9②一、消規15の4）。

【帳簿のみの保存で保存要件を満たす取引】

- ① 税込価額3万円未満の公共交通機関（船舶、バス、鉄道）による旅客の運送
- ② 税込価額3万円未満の自動販売機又は自動サービス機による商品の販売等
- ③ 郵便切手を対価とする郵便サービス（ポストに投函されたものに限ります。）
- ④ 簡易インボイスの必要事項が記載された入場券等が、その使用の際に回収されてしまう取引
- ⑤ 古物営業、質屋営業又は宅地建物取引業を営む事業者が、適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を棚卸資産として取得する取引
- ⑥ 事業者が、適格請求書発行事業者でない者から、再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑦ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当等及び通勤手当

（注） 区分記載請求書等保存方式で認められていた、税込3万円未満の少額取引の場合や請求書等の交付を受けることが困難な場合について、帳簿の保存のみで仕入税額控除を行うことができる取扱いは、インボイス制度開始により廃止されました。

(2) 記載事項の見直し

上記(1)の取引については、帳簿に通常記載すべき事項に加え、「どの取引に該当するのかの旨」及び「相手方の住所又は所在地」の記載が必要となります（消令49①一、令和5年国税庁告示第26号、「インボイスQ&A」問110）。

今年度の見直しでは、上記(1)②の「自動販売機特例が適用される取引」や上記(1)④の「回収特例が適用される取引（3万円未満の取引に限ります。）」における帳簿の記載事項について、上記(1)①の「公共交通機関特例」などの取扱いと同様に「住所又は所在地」の記載を不要とすることとされました（国税庁告示第10号）。

（注） この改正前においても、令和5年10月1日以後に行われる取引については、運用上、帳簿への「住所又は所在地」の記載を求めないこととされました。

【帳簿に記載すべき追加事項】

(イ) 上記①～⑦のどの取引に該当するのかの旨

例：①なら、「3万円未満の鉄道料金」、②なら、「自販機」、「ATM」

④なら、「入場券」（3万円以上なら、「〇〇施設 入場券」）などと記載します。

(ロ) 次に掲げる取引については相手方の住所又は所在地

イ 上記⑤の取引のうち、古物台帳など、その業務に関する帳簿等へ「相手方の氏名及び住所」を記載する必要があるもの（税込1万円以上の買取等）

ロ 上記⑥の取引のうち、事業者から購入するもの

【帳簿の記載イメージ】

会議の際に提供する飲み物として、自動販売機で飲料（1本150円）を20本（3,000円）購入した場合

XX年		摘要	(株)〇〇	
月	日		借方	貸方
2	8	自販機 飲料※	3,000	
⋮	⋮	⋮	⋮	

※は軽減税率対象品目

（出典：「インボイスQ & A」問110）

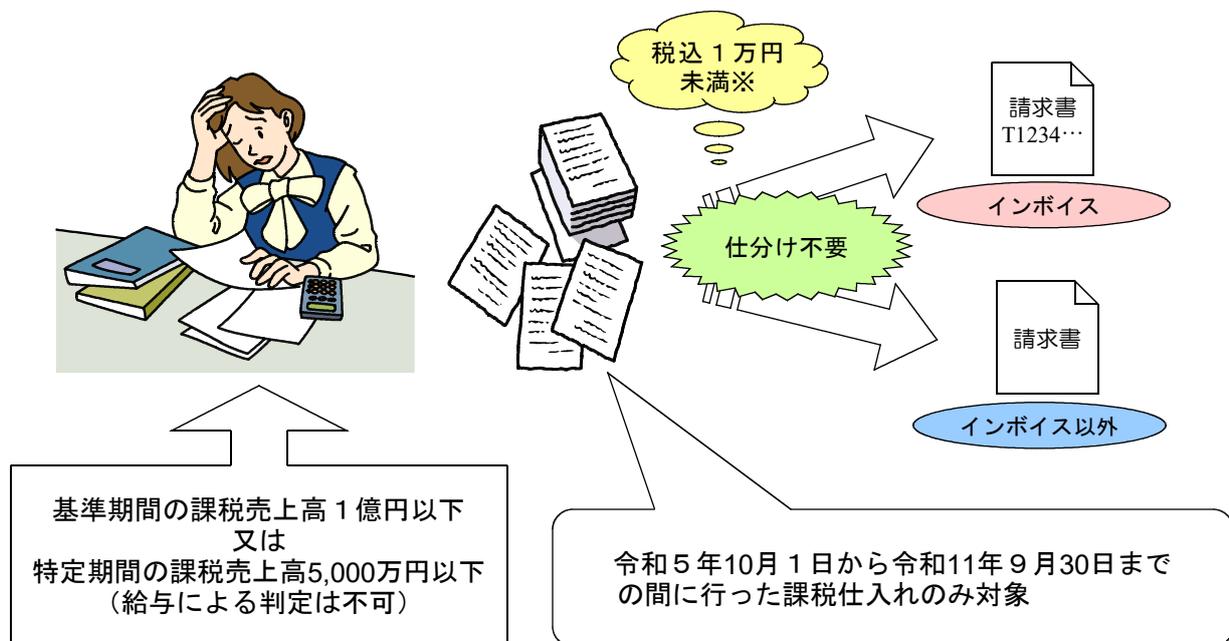
<参考>

～少額特例～

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行った課税仕入れについて、その課税仕入れに係る金額が税込1万円未満である場合には、帳簿のみの保存によって仕入税額控除が認められます（平成28改正法附則53の2、「インボイスQ & A」問111）。

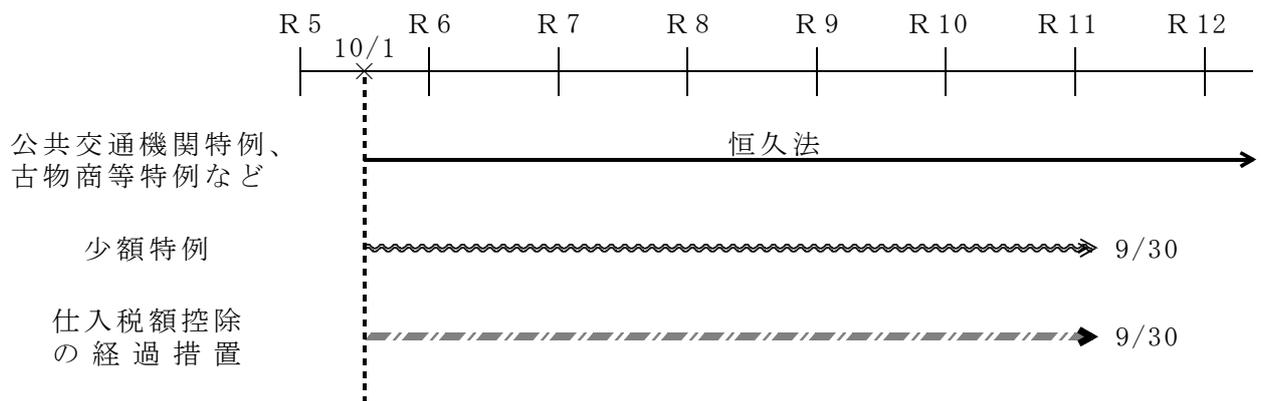
なお、この「少額特例」では、請求書等の保存については、一切問わないこととなります。また、帳簿の記載事項については、通常の記載事項のみで適用を受けることができます。したがって、「特例の適用を受ける旨」の記載も不要です。

【制度のイメージ】

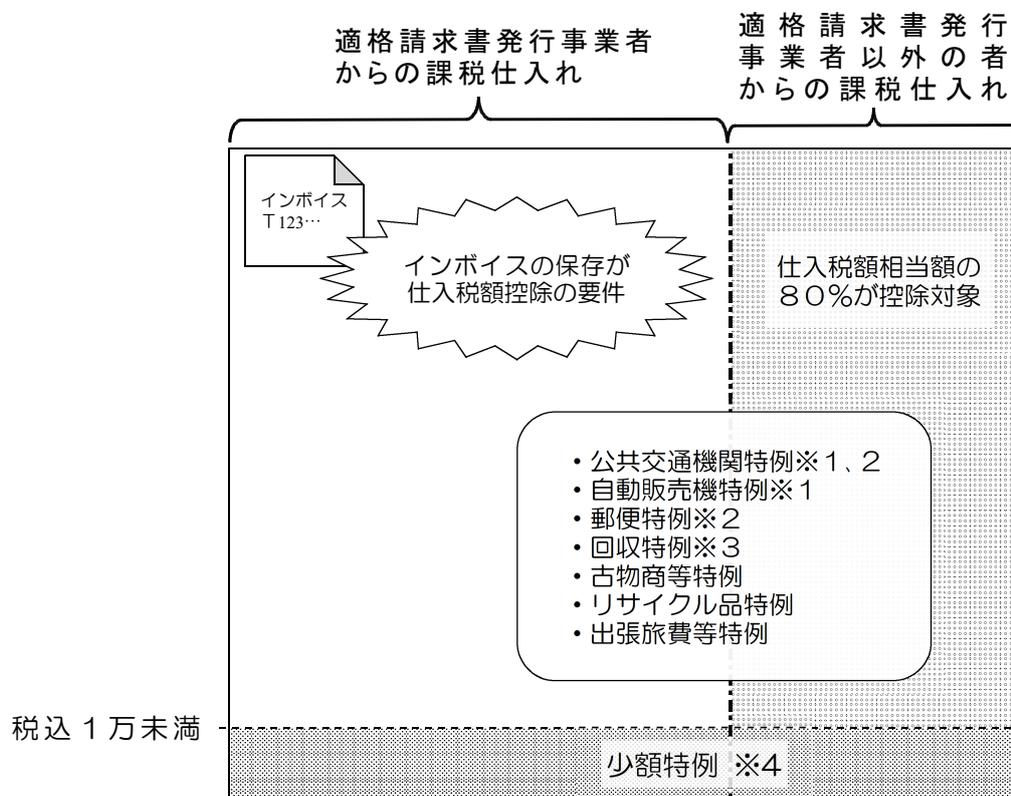


※ 一回の取引に係る課税仕入れの金額が税込1万円未満かどうかで判定します。

～各種特例の適用期間～



～課税仕入れと各種特例との関係～



- ※1 税込3万円未満の取引のみ特例の対象です。
- ※2 現実的に適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れはありません。
- ※3 相手方が適格請求書発行事業者の場合のみ特例の対象です。
- ※4 基準期間の課税売上高が1億円以下の中小事業者等が対象です。

3 経理方法の見直し

(1) 令和5年10月1日以後の税抜経理方式

事業者が、消費税に関する会計処理として税抜経理方式を採用した場合、法人税法上は、仕入税額控除の適用を受ける課税仕入れ等の税額及びその地方消費税相当額が「仮払消費税等の額」となります（法令139の4⑤⑥、法規28②）。

したがって、インボイス制度においては、適格請求書発行事業者以外の者から課税仕入れを行った場合、原則として、その課税仕入れは仕入税額控除の対象とならないことから、「仮払消費税等の額」が計上されないこととなります。

ただし、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間と令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間については、経過措置により、それぞれ仕入税額相当額の80%と50%に相当する金額が仕入税額控除の対象となります。したがって、これらの期間においては、「仮払消費税等の額」へ計上する金額も、それぞれ仕入税額相当額の80%と50%の金額となります。

たとえば、1,100,000円の資産を免税事業者から購入した場合の各期間における税務上の仕訳例は次のようになります。

【税務上の仕訳例】

例) 1,100,000円の資産を免税事業者から購入した場合

[仕入税額控除]	[仕訳例]	
全額控除可能	(資産) 1,000,000円 (仮払消費税等) 100,000円	(現金) 1,100,000円
----- R 5. 10. 1 -----		
80%控除可能	(資産) 1,020,000円 (仮払消費税等) 80,000円	(現金) 1,100,000円
----- R 8. 10. 1 -----		
50%控除可能	(資産) 1,050,000円 (仮払消費税等) 50,000円	(現金) 1,100,000円
----- R 11. 10. 1 -----		
控除不可	(資産) 1,100,000円	(現金) 1,100,000円

なお、仮に事業者が、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて、インボイス制度開始前のように「仮払消費税等の額」として経理した金額があっても、税務上は、あくまでも、その「仮払消費税等の額」として経理した金額を取引の対価の額に算入した上で、法人税の所得金額の計算を行うこととなります（消費税経理通達（法人税）14の2）。

(注) 所得税についても同様の取扱いとなります。

(2) 税務調整が必要な場合

インボイス制度開始後、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、税務上、原則として仮払消費税等の額は計上されないこととなります。

しかし、法人の会計においては、消費税等の影響を損益計算から排除する等の理由で、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて、インボイス制度開始前と同様に「仮払消費税等の額」を計上することも想定されます。

このような場合には、税務上、一定の調整が必要となる場合があります。たとえば、法人税の所得金額が変わってしまうような、「固定資産」、「棚卸資産」、「控除対象外消費税額等」、一定の法人は併せて「交際費」等といった項目については、決算修正などが必要となります。なお、具体的な修正方法等については、「消費税経理通達関係Q&A 令和3年2月（令和5年12月改訂）国税庁」の事例を参考にしてください。

<参考>

～消費税経理通達関係Q&A 令和3年2月（令和5年12月改訂）～

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/shouhizei_faq/r0512.htm

(3) 仮払消費税等に係る経理方法の見直し

適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れのように適格請求書等の記載事項に基づいて計算した金額がない課税仕入れについて、システム改修などのコスト負担や簡易課税適用者等の事務負担等に配慮して、次の二つの経理方法が認められることとなりました。

① 仮払消費税等を計上しない方法〔特例①〕

全事業者を対象に、経過措置適用期間（令和5年10月1日から令和11年9月30日までの期間）中に適格請求書等の記載事項に基づいて計算した金額がない課税仕入れについて、消費税等の額を取引対価の額と区分して経理をしなかったときは、仮払消費税等の額は無いものとして法人税の所得金額の計算を行うことも認められることとされました（令和3年2月 消費税経理通達（法人税）経過措置の取扱い(3)）。

なお、この取扱いを適用した場合、例えば、控除対象外消費税額等については、仮払消費税等の額が計上されないことから、所得金額の計算上、考慮しないこととなります。

【適格請求書等の保存がない課税仕入れに係る仮払消費税等の額】

原則	支払対価の額 $\times \frac{8}{110} \left[\frac{6.4}{108} \right]$ 又は $\times \frac{5}{110} \left[\frac{4}{108} \right]$ (※1)	全事業者対象 選択適用
特例①	計上しない(※2)	

※1 カッコ書きは、軽減税率の場合の割合です。

※2 仮払消費税等は計上されませんが、経過措置を適用するのであれば「経過措置の対象である旨」を帳簿に記載する必要（簡易課税制度や2割特例を適用する場合は不要）があります。

総勘定元帳（仕入れ）			(株)〇〇
月	日	摘要	借方
11	3	(株)◇◇ 雑貨 80%対象	33,000
		(仮払消費税等)	(0)

(出典：日本税理士会連合会)

② 制度開始前と同様の方法により仮払消費税等を計上する方法 [特例②]

簡易課税適用者又は2割特例適用者に限り、継続適用を条件として、適格請求書等の記載事項に基づき計算した金額の有無にかかわらず、全ての課税仕入れについて課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率の対象となるものは108分の8）を乗じて算出した金額を仮払消費税等の額として経理をした場合には、その処理も認められることとされました（消費税経理通達（法人税）1の2、令和5年12月 消費税経理通達（法人税）経過的处理(2)）。

なお、この取扱いを適用した場合は、例えば、控除対象外消費税額等についても、支払対価の額に110分の10（軽減税率の対象となるものは108分の8）を乗じて算出した仮払消費税等の額を基礎として計算することになります。

【適格請求書等の保存がない課税仕入れに係る仮払消費税等の額】

原則	支払対価の額 × $\frac{8}{110} \left[\frac{6.4}{108} \right]$ 又は × $\frac{5}{110} \left[\frac{4}{108} \right]$ (※1、3)	
特例①	計上しない(※3)	
特例②	支払対価の額 × $\frac{10}{110} \left[\frac{8}{108} \right]$ (※1、2、3)	

※1 カッコ書きは、軽減税率の場合の割合です。

※2 継続適用が要件となります。

※3 簡易課税制度や2割特例を適用する場合は経過措置の適用がありませんので、「経過措置の対象である旨」の帳簿への記載は不要です。

総勘定元帳（仕入れ）			(株)〇〇
月	日	摘要	借方
11	3	(株)◇◇ 雑貨 80%対象	30,000
		(仮払消費税等)	(3,000)

経過措置の対象である旨は**不要**

(出典：日本税理士会連合会)

4 登録申請書等の見直し

第1-(3)号様式

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

収受印

【1/2】

令和 年 月 日	申請者	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地	(〒 -) Ⓣ (法人の場合のみ公表されます) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 納税地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 氏名又は名称	Ⓣ
		(フリガナ) (法人の場合) 代表者氏名	
		法人番号	

_____ 税務署長殿

この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合に使用します。

この申請書に記載した次の事項（Ⓣ印欄）は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

- 申請者の氏名又は名称
 - 法人（人格のない社団等を除く。）にあつては、本店又は主たる事務所の所在地
- なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 ※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。	
	<input type="checkbox"/>	課税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）
	<input type="checkbox"/>	免税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）
	<input type="checkbox"/>	新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等
	<input type="checkbox"/>	事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ 課税期間の初日が令和5年9月30日以前の場合の登録年月日は、令和5年10月1日となります。

課税期間の初日	令和 年 月 日
---------	----------

税理士署名 _____ (電話番号 - -)

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通信日付印	確認
	入力処理	年 月 日	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()
	登録番号	T				

- 注意
- 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）」を併せて提出してください。

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【2/2】

この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合に使用します。

		氏名又は名称				
免 税 事 業 者 の 確 認	該当する事業者の区分に応じ、 <input type="checkbox"/> にレ印を付し記載してください。 <input type="checkbox"/> 令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。					
	個人番号					
	事業内容等	生年月日（個人）又は設立年月日（法人） 1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 年 月 日	法人のみ記載 事業年度 自 月 日 至 月 日 資本金 円	登録希望日 令和 年 月 日		
	<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。			翌課税期間の初日 令和 年 月 日		
<input type="checkbox"/> 上記以外の免税事業者						
登 録 要 件 の 確 認	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
	納税管理人を定める必要のない事業者です。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
	納税管理人を定めなければならない場合（国税通則法第117条第1項） 【個人事業者】 国内に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合					
	納税管理人の届出をしています。			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
相 続 に よ る 事 業 承 継 の 確 認	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
相 続 に よ る 事 業 承 継 の 確 認	相続により適格請求書発行事業者の事業を承継しました。 （「はい」の場合は、以下の事項を記載してください。）			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
	適格請求書発行事業者の死亡届出書の提出先税務署			税 務 署		
	被 相 納 税 地	死亡年月日	令和 年 月 日			
		(フリガナ)	(〒 -)			
	氏 名	納税地				
(フリガナ)						
登録番号	T					
参 考 事 項						

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/3】

取受印

令和 年 月 日	申	国外にある住所又は居所(法人の場合)	日本語(カナ)記	◎ (法人の場合のみ公表されます)
		国外にある本店又は主たる事務所の所在地	英語記	国番号 (電話番号 + - - -)
	請	(フリガナ)		(〒 -)
		納税地		(電話番号 - -)
	者	氏名又は名称	日本語(カナ)記◎ 英語記◎	
			【参考】自国語記	
(法人の場合)代表者氏名		日本語(カナ)記 英語記		
	法人番号			

_____ 税務署長殿

この申請書に記載した次の事項(◎印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。
 1 申請者の氏名又は名称
 2 法人(人格のない社団等を除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地
 3 特定国外事業者以外の国外事業者にあっては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
 なお、上記1～3のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
 また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。

特定国外事業者区分 該当 非該当
 ※ 特定国外事業者とは、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者をいいます。

事業者区分

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。
 ※ 次葉2「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉1「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)

課税事業者(新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。)

免税事業者(新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。)

新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等

<input type="checkbox"/> 事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ 課税期間の初日が令和5年9月30日以前の場合の登録年月日は、令和5年10月1日となります。	課税期間の初日 令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 上記以外の課税事業者	
<input type="checkbox"/> 上記以外の免税事業者	

税理士署名 _____ (電話番号 - -)

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通信日付印	確認
	入力処理	年 月 日	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()
	登録番号	T				

注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉1及び2)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合に使用します。

国外事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉1）

【2/3】

氏名又は名称

この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合に使用します。

該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。																		
免 税 事 業 者 の 確 認	<input type="checkbox"/> 令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">個人番号</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業内容等</td> <td>生年月日（個人）又は設立年月日（法人）</td> <td>1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 年 月 日</td> <td>法人のみの記載</td> <td>事業年度</td> <td>自 月 日 至 月 日</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td></td> <td>登録希望日</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>資本金 円</td> </tr> </table>	個人番号						事業内容等	生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 年 月 日	法人のみの記載	事業年度	自 月 日 至 月 日	事業内容		登録希望日	令和 年 月 日	資本金 円
	個人番号																	
	事業内容等	生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 年 月 日	法人のみの記載	事業年度	自 月 日 至 月 日												
		事業内容		登録希望日	令和 年 月 日	資本金 円												
<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。																		
<input type="checkbox"/> 上記以外の免税事業者																		
特 定 外 の 国 外 事 業 者	（フリガナ） 国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地 （〒 - - ） （電話番号 - - ）																	
特 定 国 外 事 業 者	（フリガナ） 税務代理人の事務所所在地 （〒 - - ） （電話番号 - - ）																	
添 付 す る 資 料 等	1 全申請者 <input type="checkbox"/> 氏名又は名称、国外の住所及び事業内容が確認できる資料（例 定款の写し、会社案内、会社のホームページ等） 2 特定国外事業者に該当する申請者 <input type="checkbox"/> 税務代理権限証書 3 その他参考資料 <input type="checkbox"/> 会社のホームページアドレス、メールアドレス <input type="checkbox"/> （ ）																	

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉2）

【3/3】

氏名又は名称

この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合に使用します。

登 録 要 件 の 確 認	課税事業者です。		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
	※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、次葉1「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
	特定国外事業者に該当します。 〔「はい」の場合は、以下の②から⑤の質問にも答えてください。 「いいえ」の場合は、以下の①-1の質問にも答えてください。また、次葉1「特定国外事業者以外の国外事業者」欄の記載が必要です。〕		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
	①-1 納税管理人を定める必要のない事業者です。 （「いいえ」の場合は、①-2の質問にも答えてください。）		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
	〔納税管理人を定めなければならない場合（国税通則法第117条第1項） 【個人事業者】 国内に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合〕				
	①-2 納税管理人の届出をしています。		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
	② 消費税に関する税務代理の権限を有する税務代理人がいます。 （「はい」の場合は、次葉1「特定国外事業者」欄の記載が必要です。）		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
	③ 納税管理人の届出をしています。		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
④ 現在、国税の滞納はありません。		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		
⑤ 適格請求書発行事業者の登録を取り消されたことはありません。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		
登録を取り消された日から1年を経過しています。 （登録を取り消された日：令和 年 月 日）		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		
相 続 に よ る 事 業 承 継 の 確 認	相続により適格請求書発行事業者の事業を承継しました。 （「はい」の場合は、以下の事項を記載してください。）		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
	適格請求書発行事業者の死亡届出書の提出先税務署		税 務 署		
	被 相 統 人	死亡年月日	令和 年 月 日		
		(フリガナ)	(〒 -)		
	氏 名	納 税 地			
日本語表 (カナ)記 英表 語記					
登録番号	T				
参考事項					

適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書

(収受印)

令和 年 月 日	届	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話番号 - -)
	出	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
	者	法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。
_____ 税務署長殿		登 録 番 号 T	

下記のとおり、適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更があったので、消費税法第57条の2第8項の規定により届出します。

変 更 の 内 容	変 更 年 月 日	令和 年 月 日
	変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 法人（人格のない社団等を除く。）にあつては、本店又は主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 国外事業者にあつては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地 <small>※ 当該事務所等を国内に有しないこととなる場合は、次葉も提出してください。</small>
	変 更 前	(フリガナ)
	変 更 後	(フリガナ)
<small>※ 変更後の内容については、国税庁ホームページで公表されます。 なお、常用漢字等を使用して公表しますので、届出書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。</small>		

参 考 事 項	
税 理 士 署 名	(電話番号 - -)

※ 税務署 処理欄	整 理 番 号	部 門 番 号	
	届 出 年 月 日	年 月 日	入 力 処 理 年 月 日 番 号 確 認

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 2 税務署処理欄は、記載しないでください。

この届出書は、令和五年十月一日以後提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書（次葉）

※ 本届出書（次葉）は、特定国外事業者以外の国外事業者が国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しないこととなった場合に、適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書とともに提出してください。

		氏名又は名称				
引き続き、適格請求書発行事業者として事業を継続します。 (「はい」の場合は、以下の質問にも答えて下さい。)			<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/>	いいえ
特定 国外 事業 者に 係る 確認 事項	消費税に関する税務代理の権限を有する税務代理人がいます。 (「はい」の場合は、次の「税務代理人」欄に記載してください。)		<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/>	いいえ
	税 務 代 理 人	(フリガナ) 事務所の所在地	(〒 -)			
		(フリガナ) 氏名等	(電話番号 - -)			
	納税管理人の届出をしています。			<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/>
現在、国税の滞納はありません。			<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/>	いいえ
参 考 事 項						

この届出書は、令和五年十月一日以後提出する場合に使用します。

任意組合等の組合員が適格請求書 発行事業者でなくなった旨等の届出書

收受印

令和 年 月 日	届 出 者	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話番号 - -)
_____ 税務署長殿		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。
		法 人 番 号	

下記のとおり、組合員の全てが適格請求書発行事業者である任意組合等でなくなったので、消費税法第57条の6第2項の規定により届出します。

(フリガナ) 任意組合等の名称	
(フリガナ) 任意組合等の 事務所等の所在地	
届 出 理 由 が 生 じ た 日	令和 年 月 日
届 出 理 由	<input type="checkbox"/> 適格請求書発行事業者以外の事業者を新たに組合員として加入させたため <input type="checkbox"/> 組合員のいずれかが適格請求書発行事業者でなくなったため
参 考 事 項	
税 理 士 署 名	(電話番号 - -)

※ 税務署 処理欄	整 理 番 号	部 門 番 号	
	届 出 年 月 日 年 月 日	入 力 処 理 年 月 日	番 号 確 認

注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
2 税務署処理欄は、記載しないでください。

任意組合等の清算が終了した旨の届出書

(収受印)

令和 年 月 日	届 出 者	(フ リ ガ ナ)	(円 -)
_____ 税務署長殿		納 税 地	(電話番号 - -)
		(フ リ ガ ナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
	法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	
下記のとおり、任意組合等の清算が終了したので、消費税法施行令第70条の14第4項の規定により届出します。			
(フ リ ガ ナ)			
任意組合等の名称			
(フ リ ガ ナ)			
任意組合等の事務所等の所在地			
清算終了年月日	令和 年 月 日		
任 業 意 務 組 合 等 に 係 る 員	届出者が業務執行組合員でない場合は、記載してください。		
(フ リ ガ ナ)			
納 税 地	(円 -)		
(フ リ ガ ナ)			
氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名			
参 考 事 項			
税 理 士 署 名	(電話番号 - -)		
※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号	部 門 番 号	
	届 出 年 月 日 年 月 日	入 力 処 理 年 月 日	番 号 確 認

注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
2 税務署処理欄は、記載しないでください。

V 高額特定資産を取得した場合の特例における新ルール

1 高額特定資産を取得した場合の特例

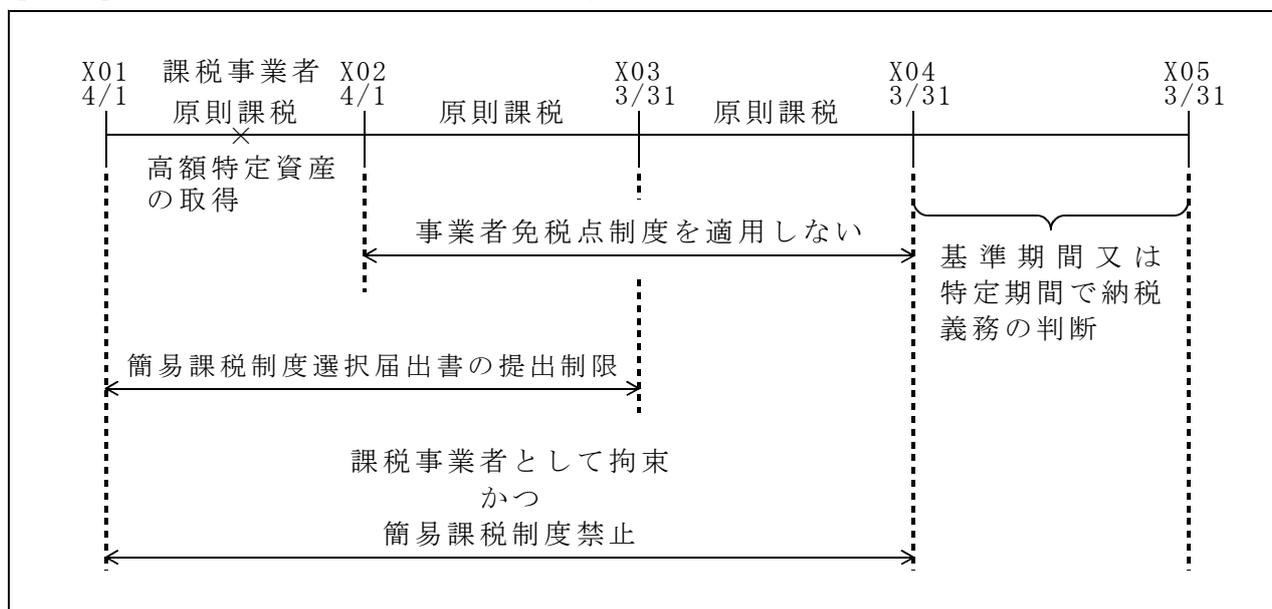
(1) 3年縛り

原則課税を適用する課税事業者が、高額特定資産を取得した場合には、その高額特定資産を取得した課税期間の翌課税期間から第三年度の課税期間までは課税事業者として強制的に拘束されることとなります（消法12の4①）。

また、この場合には、簡易課税制度選択届出書の提出が制限され、この結果、高額特定資産を取得した課税期間から第三年度の課税期間までは簡易課税制度を適用することはできません（消法37③三）。

- (注) 1. 簡易課税制度又は2割特例の適用を受ける課税期間において高額特定資産を取得したとしても、上記の特例は適用されません（消法12の4①、平成28年改正法附則51の2④）。
2. 上記の特例は、高額特定資産を取得した後、これを廃棄、売却等により処分したとしても継続して適用されることとなります（消基通1-5-22の2、13-1-4の3）。
3. 上記の特例の適用を受ける課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となる課税事業者は、速やかに「高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書」を提出しなければなりません（消法57①二の二）。

【事例】課税事業者としての拘束及び簡易課税制度の適用制限



〔解説〕

高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日（X01.4.1）から3年を経過する日（X04.3.31）の属する課税期間であるX03.4.1～X04.3.31課税期間まで課税事業者として拘束されます。また、その3年を経過する日（X04.3.31）の属する課税期間の初日（X03.4.1）以後でなければ簡易課税制度選択届出書を提出することはできません。

結果として、X01.4.1～X02.3.31課税期間からX03.4.1～X04.3.31課税期間までは、課税事業者として拘束されるとともに簡易課税制度を選択することはできません。

(2) 届出の無効

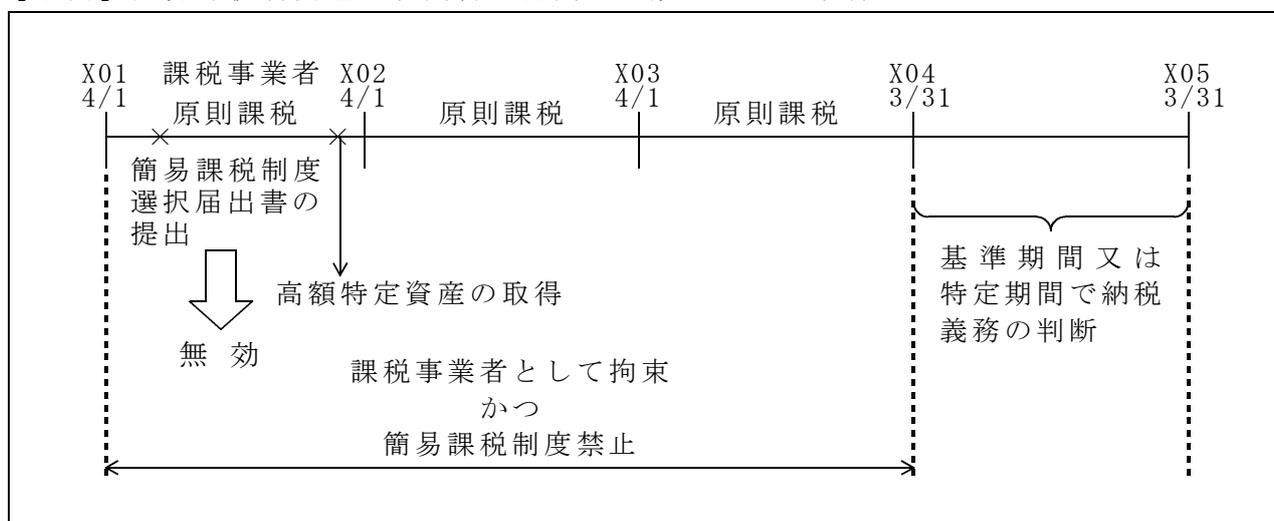
課税事業者が高額特定資産の取得前に簡易課税制度選択届出書を提出したとしても、その高額特定資産の取得が同一課税期間中である場合には、いったん受理されたこの届出書は無効となります（消法37④）。

(注) 事業開始課税期間からの簡易課税制度の選択

資本金の額1,000万円以上の新設法人等が、設立1期目に高額特定資産を取得していたとしても、設立1期目から簡易課税制度を適用する場合には、その設立1期目において簡易課税制度選択届出書を提出することができます（消法37③ただし書き）。

また、簡易課税制度を設立1期目から適用するため簡易課税制度選択届出書を提出した後、設立1期目の期末までに高額特定資産を取得したとしても、その届出書の提出は無効なりません。

【事例】簡易課税制度選択届出書の提出が無効とされる場合



[解説]

簡易課税制度選択届出書の提出に至るまで高額特定資産の取得がなければ届出書の提出自体はできます。ただし、届出書の提出と同一課税期間中に高額特定資産を取得した場合には、この届出書の提出は無効となります。

この場合、高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日（X01.4.1）から3年を経過する日（X04.3.31）の属する課税期間の初日（X03.4.1）以後でなければ再び簡易課税制度選択届出書を提出することはできません。

結果として、X01.4.1～X02.3.31課税期間からX03.4.1～X04.3.31課税期間までは、課税事業者として拘束されるとともに簡易課税制度を選択することはできません。

(3) 高額特定資産の範囲

高額特定資産とは、次に掲げる資産をいいます（消法12の4①、消令25の5①）。

【高額特定資産の意義】

次に掲げる棚卸資産及び調整対象固定資産の区分に応じそれぞれに定める金額が1,000万円以上のものをいう。

① 自己建設資産以外の資産

一の取引単位に係る税抜きの課税仕入れ等の金額

② 自己建設資産

建設等に要した税抜きの課税仕入れ等の金額（建設等のために要した原材料費及び経費に係るものに限り、免税事業者であった課税期間又は簡易課税制度の適用を受けていた課税期間中のものを除く。）の合計額

(注) 自己建設資産とは、他の者との契約に基づき又は自己の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として自ら建設等をしたものをいう。

【事例】自己建設資産の判定

次の自己建設資産が高額特定資産に該当するかどうか判定してください。

原材料	500万	1,000万	800万
労務費	300万	600万	450万
経費	400万	800万	650万
(うち課税仕入れ)	(350万)	(700万)	(550万)

※ 金額はすべて税抜金額

[解説]

$(500万 + 350万) + (800万 + 550万) = 2,200万 \geq 1,000万$ ∴ 該当

その建設等に要した費用のうち、労務費は基本的に課税仕入れに該当しないものがほとんどですから、判定の基礎となる金額には含まれません。

また、免税事業者であった課税期間中や簡易課税制度を適用していた課税期間中の原材料費や経費に係る課税仕入れ等については、仕入税額控除の対象となっていない、あるいは実額で仕入税額控除を行っていないことから、やはり判定の基礎となる金額には含まれません。

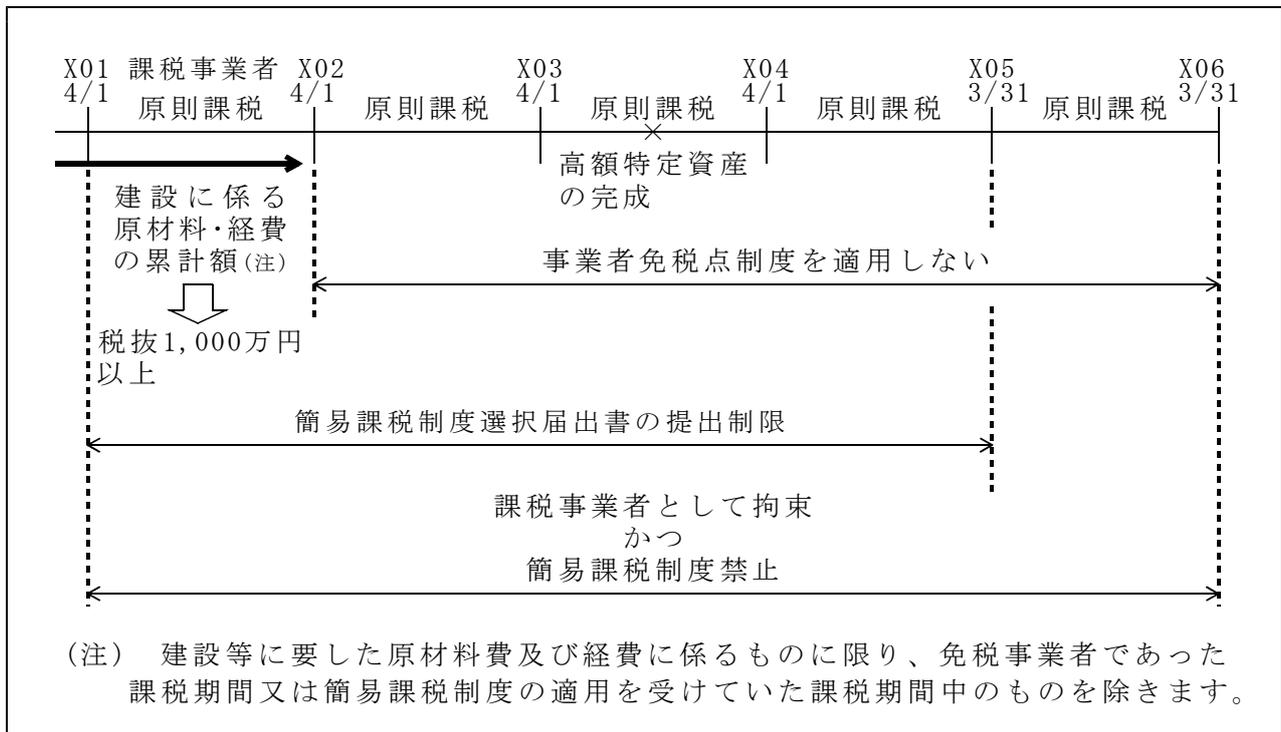
< 参考 >

～高額特定資産の自己建設等の場合～

原則課税を適用する課税事業者が、高額特定資産を自ら建設等する場合には、その建設等に要した費用の累計額が税抜き1,000万円以上となった課税期間の翌課税期間からその建設等が完了した課税期間以後3年目の課税期間まで課税事業者として強制的に拘束されることとなります(消法12の4①カッコ書き、消令25の5)。

また、この場合には、簡易課税制度選択届出書の提出が制限され、この結果、高額特定資産の建設等に要した費用の累計額が税抜き1,000万円以上となった課税期間からその建設等が完了した課税期間以後3年目の課税期間までは簡易課税制度を適用することはできません(消法37③三カッコ書き)。

【事例】課税事業者としての拘束及び簡易課税制度の適用制限



[解説]

自己建設高額特定資産の建設等に要した税抜きの課税仕入れ等の金額の累計額が1,000万円以上となった日の属する課税期間の初日(X01.4.1)からその建設等が完了した日の属する課税期間の初日(X03.4.1)以後3年を経過する日(X06.3.31)の属する課税期間まで課税事業者として拘束されます。

また、その3年を経過する日(X06.3.31)の属する課税期間の初日(X05.4.1)以後でなければ簡易課税制度選択届出書を提出することはできません。

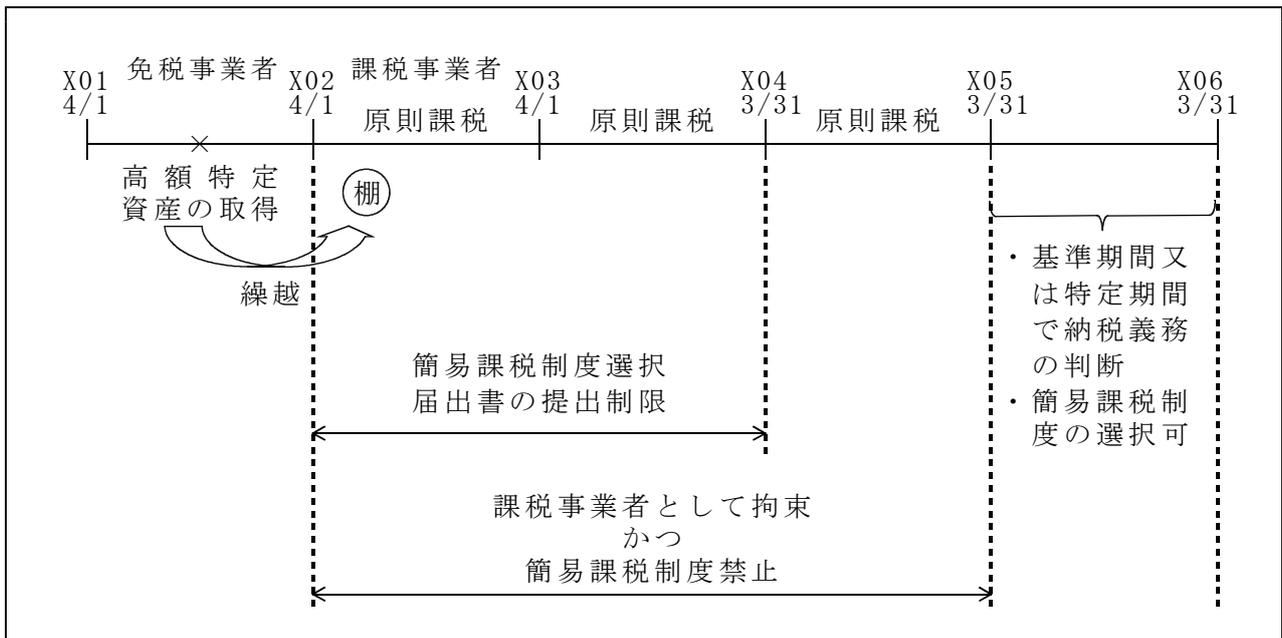
結果として、X01.4.1～X02.3.31課税期間からX05.4.1～X06.3.31課税期間までは、課税事業者として拘束されるとともに簡易課税制度を選択することはできません。

～高額特定資産である棚卸資産の税額調整を行った場合～

事業者が、高額特定資産である棚卸資産又は調整対象自己建設高額資産（他の者との契約に基づき又はその事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産をいいます。）について、免税事業者から課税事業者となった場合の棚卸資産に係る税額調整規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた課税期間の翌課税期間から第三年度の課税期間までは課税事業者として強制的に拘束されることとなります（消法12の4②）。

また、この場合には、簡易課税制度選択届出書の提出が制限され、この結果、棚卸資産に係る税額調整規定の適用を受けた課税期間から第三年度の課税期間までは簡易課税制度を適用することはできません（消法37③四）。

【事例】 課税事業者としての拘束及び簡易課税制度の適用制限



[解説]

棚卸資産に係る税額調整規定の適用を受けた課税期間の初日（X02.4.1）以後3年を経過する日（X05.3.31）の属する課税期間であるX04.4.1～X05.3.31課税期間まで課税事業者として拘束されます。

また、その3年を経過する日（X05.3.31）の属する課税期間の初日（X04.4.1）以後でなければ簡易課税制度選択届出書を提出することはできません。

結果として、X02.4.1～X03.3.31課税期間からX04.4.1～X05.3.31課税期間までは、課税事業者として拘束されるとともに簡易課税制度を選択することはできません。

2 高額特定資産に係る3年縛りの新ルール

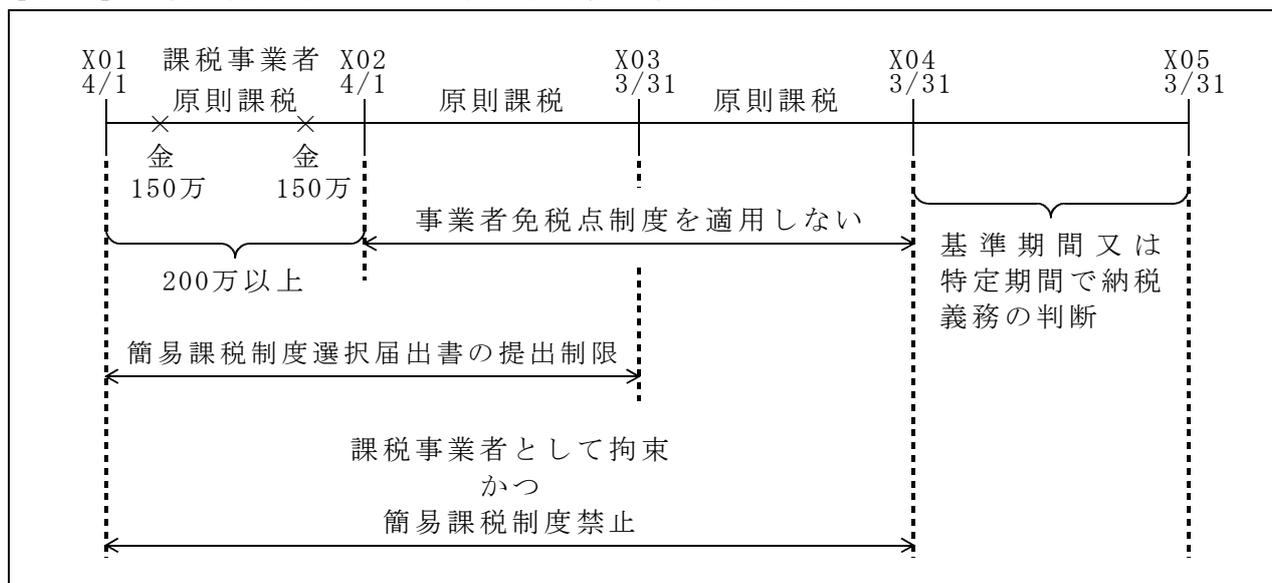
(1) 新3年縛り

原則課税を適用する課税事業者が、金地金等の仕入れ等を行った場合で、その課税期間中の金地金等の仕入れ等の金額の合計額が税抜200万円以上となったときは、その課税期間の翌課税期間から第三年度の課税期間までは課税事業者として強制的に拘束されることとなります（消法12の4③）。

また、この場合には、簡易課税制度選択届出書の提出が制限され、この結果、金地金等の仕入れ等の金額の合計額が税抜200万円以上となった課税期間から第三年度の課税期間までは簡易課税制度を適用することはできません（消法37③五）。

- (注) 1. 簡易課税制度又は2割特例の適用を受ける課税期間において金地金等の仕入れ等を行ったとしても、上記の特例は適用されません（消法12の4①、平成28年改正法附則51の2④）。
2. 上記の特例は、金地金等の仕入れ等を行った後、これを売却等により処分したとしても継続して適用されることとなります（消基通1-5-22の2、13-1-4の3）。
3. 上記の特例の適用を受ける課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となる課税事業者は、速やかに「高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書」を提出しなければなりません（消法57①二の二）。

【事例】課税事業者としての拘束及び簡易課税制度の適用制限



[解説]

金地金等の仕入れ等の金額の合計額が税抜200万円以上となった課税期間の初日（X01.4.1）から3年を経過する日（X04.3.31）の属する課税期間であるX03.4.1～X04.3.31課税期間まで課税事業者として拘束されます。

また、その3年を経過する日（X04.3.31）の属する課税期間の初日（X03.4.1）以後でなければ簡易課税制度選択届出書を提出することはできません。

結果として、X01.4.1～X02.3.31課税期間からX03.4.1～X04.3.31課税期間までは、課税事業者として拘束されるとともに簡易課税制度を選択することはできません。

(2) 届出の無効

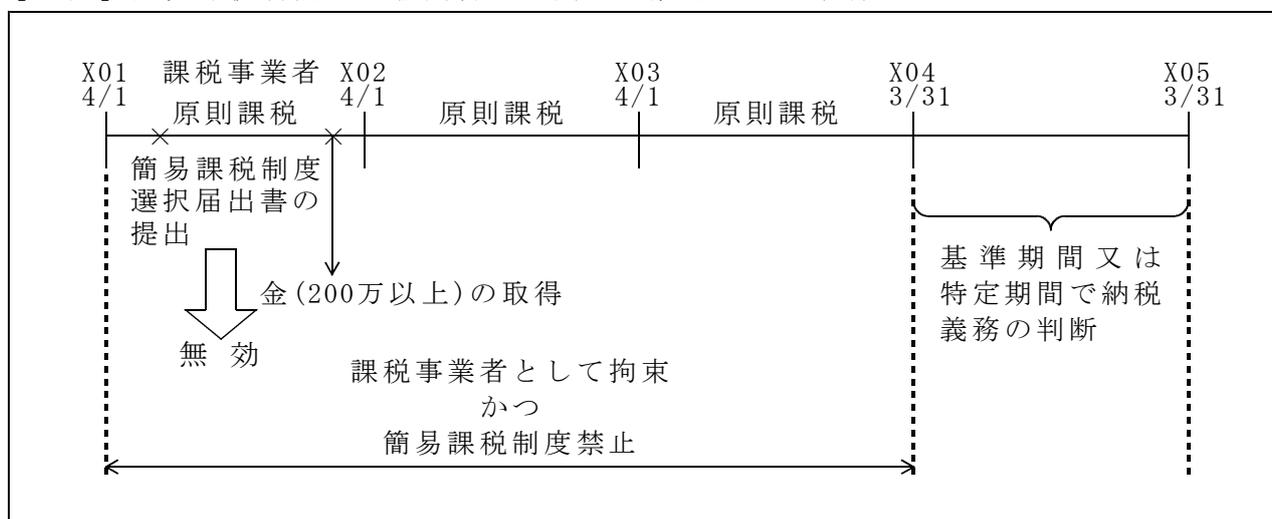
課税事業者が、金地金等の仕入れ等の金額の合計額が税抜200万円以上となる前に簡易課税制度選択届出書を提出したとしても、その金地金等の仕入れ等が同一課税期間中である場合には、いったん受理されたこの届出書は無効となります（消法37④）。

(注) 事業開始課税期間からの簡易課税制度の選択

資本金の額1,000万円以上の新設法人等について、設立1期目に金地金等の仕入れ等の金額の合計額が税抜200万円以上となったとしても、設立1期目から簡易課税制度を適用する場合には、その設立1期目において簡易課税制度選択届出書を提出することができます（消法37③ただし書き）。

また、簡易課税制度を設立1期目から適用するため簡易課税制度選択届出書を提出した後、設立1期目の期末までに金地金等の仕入れ等の金額の合計額が税抜200万円以上となったとしても、その届出書の提出は無効なりません。

【事例】簡易課税制度選択届出書の提出が無効とされる場合



[解説]

簡易課税制度選択届出書の提出に至るまでに金地金等の仕入れ等の金額の合計額が税抜200万円以上とならなければ届出書の提出自体はできます。ただし、届出書の提出と同一課税期間中に金地金等の仕入れ等の金額の合計額が税抜200万円以上となった場合には、この届出書の提出は無効となります。

この場合、金地金等の仕入れ等の金額の合計額が税抜200万円以上となった課税期間の初日(X01.4.1)から3年を経過する日(X04.3.31)の属する課税期間の初日(X03.4.1)以後でなければ再び簡易課税制度選択届出書を提出することはできません。

結果として、X01.4.1～X02.3.31課税期間からX03.4.1～X04.3.31課税期間までは、課税事業者として拘束されるとともに簡易課税制度を選択することはできません。

(3) 金地金等の意義

「金地金等」とは、次に掲げる資産をいいます（消法12の4③、消規11の3）。

【金地金等の意義】

- ① 金又は白金の地金
- ② 金貨又は白金貨
- ③ 金製品又は白金製品（金又は白金の重量当たりの単価に重量を乗じて得た価額により取引されるものに限るものとし、その事業者が製造する製品の原材料として使用されることが明らかなものを除く。）

(4) 金地金等の仕入れ等の範囲

「金地金等の仕入れ等」とは、次の取引をいいます（消法12の4③）。

【金地金等の仕入れ等の範囲】

- ① 金地金等の課税仕入れ
- ② 金地金等に該当する課税貨物の保税地域からの引取り
- ③ 免税事業者が課税事業者となった場合の税額調整（消法36①③）の適用を受ける棚卸資産である金地金等に係る課税仕入れ又は保税地域からの引取り

(5) 金地金等の仕入れ等の金額の合計額

その課税期間における金地金等の仕入れ等の金額の合計額が200万円以上かどうかは、次に掲げる金額の合計額で判定します（消令25の5④）。

【金地金等の仕入れ等の金額の合計額】

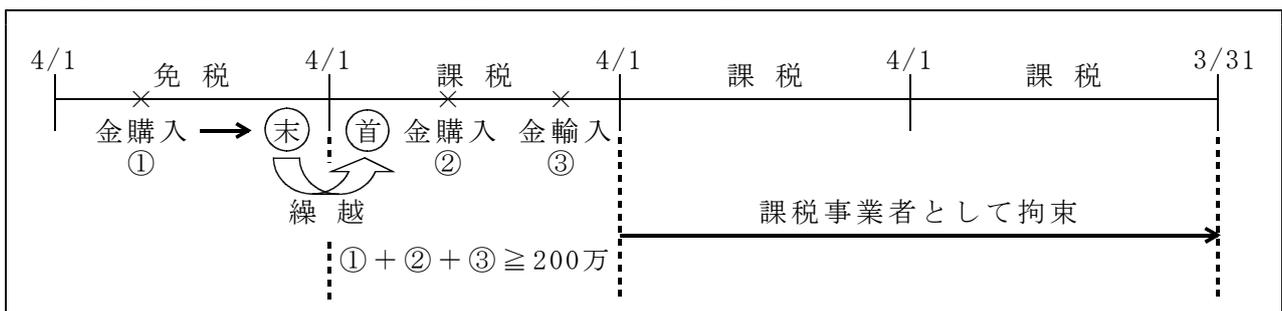
- ① その金地金等の課税仕入れに係る税抜支払対価の額
- ② 保税地域から引き取ったその金地金等に係る課税貨物の課税標準である金額

(注) 課税期間が1年に満たない場合

金地金等の仕入れ等の課税期間が1年に満たない場合には、上記の合計額をその課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額で判定します。

なお、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月として計算します。

【事例】金地金等の仕入れ等の金額の合計額の判定



(6) 適用時期

上記の改正は、令和6年4月1日以後に事業者が行う金地金等の課税仕入れ及び金地金等に該当する課税貨物の保税地域からの引取りについて適用されます（改正法附則1、13④）。

<参考>

～高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書～

第5-②号様式

高額特定資産の取得等に係る課税事業者である旨の届出書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;"> 收受印 </div>			
令和 年 月 日	届 出 者	(フリガナ) 納 税 地 (フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	(〒 -) (電話番号 - -)
_____ 税務署長殿		法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。
下記のとおり、消費税法第12条の4第1項から第3項までの規定の適用を受ける課税期間の基準期間の課税売上高が1,000万円以下となったので、消費税法第57条第1項第2号の2の規定により届出します。			
届出者の行う事業の内容			
この届出の適用対象課税期間	※消費税法第12条の4第1項から第3項までの規定が適用される課税期間で基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった課税期間を記載してください。 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
上記課税期間の基準期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	左記期間の 課税売上高	円
該当する資産の区分等 [該当する資産の区分に応じて記載してください。]	<input type="checkbox"/> ①高額特定資産 (②に該当するものを除く)	高額特定資産の仕入れ等の日 令和 年 月 日	高額特定資産の内容
	<input type="checkbox"/> ②自己建設高額特定資産	自己建設高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当することとなった日 平成 年 月 日 令和 年 月 日	自己建設高額特定資産の内容
	<input type="checkbox"/> ③金地金等の仕入れ等	金地金等の仕入れ等を行った課税期間 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	金地金等の仕入れ等の金額の合計額 円
	※消費税法第12条の4第2項の規定による場合は、裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。		
参 考 事 項			
税 理 士 署 名	(電話番号 - -)		
※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	番号確認
	届出年月日	入力処理	台帳整理
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

VI その他の改正事項

その他の主な改正事項は次のとおりです。

- ① 公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産に係る取引については、その受託者に対し、その受託者の固有資産に係る取引とは区別して課税するとともに、特定収入に係る仕入控除税額の調整規定の対象となります。
(注) 上記の改正は、公益信託に関する法律の施行の日から適用されます。
- ② 漁港及び漁場の整備等に関する法律の漁港水面施設運営権を調整対象固定資産とするとともに、譲渡又は貸付けに係る国内取引の判定基準を「漁港水面施設運営権に係る漁港の所在地」とします。
(注) 上記の改正は、令和6年4月1日から適用されます。
- ③ 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（仮称）の制定を前提に、同法の貯留権（仮称）及び試掘権（仮称）を調整対象固定資産とします。
- ④ 金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとされている本人確認書類について、所用の措置を講じます。
- ⑤ 特例輸入者による特例申告に係る納期限の延長において必須とされている担保について、内国消費税の保全のために必要があると認められる場合にのみ提供を求めるとなります。
(注) 上記の改正は、令和6年10月1日以後の納期限の延長について適用されます。
- ⑥ 消費税の不正受還付犯（未遂犯を含みます。）の対象に、偽りその他不正の行為による更正の請求に基づく還付が加えられます。
(注) 上記の改正は、法律の公布の日（令和6年3月30日）から起算して10日を経過した日以後にした違反行為について適用されます。
- ⑦ 社会医療法人の認定要件の見直しが行われた後も、社会医療法人を引き続き消費税法別表第三法人とします。
- ⑧ 新たなワクチン追加後の予防接種法の健康被害救済給付に係る医療について、所要の法令改正が行われることを前提に、引き続き消費税を非課税とします。
- ⑨ 外国公館等に係る免税措置について、外国公館等による免税購入表の提出及び事業者による免税購入表の保存を電磁的記録により行うことができることとします。
- ⑩ 次期戦闘機の共同開発に係る国際機関の設立のための国際約束の締結を前提に、その国際約束に基づく保税地域からの物品の引取りについて消費税を免除します。

< 参考 >

令和6年能登半島地震により被害を受けた事業者については、免税制度や仕入税額控除あるいは、届出等に関して救済措置が設けられています。国税庁では、パンフレット等を作成していますので参考にしてください。

- ・「(令和6年能登半島地震により被害を受けた事業者の方へ) 消費税の届出等に関する特例等について (令和6年1月)」
- ・「税制上の措置 (インボイス制度関係抜粋) について (令和6年1月16日)」

※ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/0024001-112/index.htm>

最新インボイス情報

I 「公共交通機関特例」と「出張旅費等特例」

帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用が受けられる特例として「公共交通機関特例」と「出張旅費等特例」がありますが、それぞれの内容、要件等は次のとおりです（消令49①一イ、ニ、70の9②一、消規15の4二、三、消基通1-8-12、13、11-6-4、5、「インボイスQ&A」問110）。

【特例の内容等】

	公共交通機関特例	出張旅費等特例
内容	税込3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送 ※1	従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当等及び通勤手当） ※2、3
適用除外	1回当たりの税込取引金額が3万円以上である場合	用務先に直接対価を支払っているものと同視し得る場合 ※4
適用要件	帳簿に通常の記載事項に加え、「3万円未満の鉄道料金」等と記載 ※5	帳簿に通常の記載事項に加え、「出張旅費等」、「通勤手当」等と記載 ※5

※1 航空機による運送は対象となりません。

※2 通常必要であると認められる「出張旅費、宿泊費及び日当等」については、所得税基本通達9-3《非課税とされる旅費の範囲》に基づき判定しますので、所得税が非課税となる範囲内の金額となります。

また、通常必要と認められる「通勤手当」については、通勤に通常必要と認められるものであればよく、所得税法施行令第20条の2《非課税とされる通勤手当》において規定される非課税とされる通勤手当の金額を超えているかどうかは問いません。

※3 従業員等に対する支給には、概算払によるもののほか、実費精算されるものも含まれます。実費精算の場合、通常必要であると認められる部分の金額については、精算に使われた請求書等がインボイスであるかどうかにかかわらず、帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができます。

※4 法人クレジットカードで決済した場合、会社が購入した乗車券等を従業員等に支給する場合、あるいは会社がホテル代等を直接振り込んだ場合などが該当します。

なお、このような場合であっても、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送などであれば、「公共交通機関特例」の適用があります。

※5 「公共交通機関特例」や「出張旅費等特例」でも問題ないと考えます。また、各特例について記号等で管理する方法も認められるものと考えます。

II 電子インボイス

1 電子インボイス等の提供と電子データの保存

(1) 電子インボイス等の提供

電子インボイス等の提供方法としては、次に掲げるような方法があります（消基通 1-8-2）。

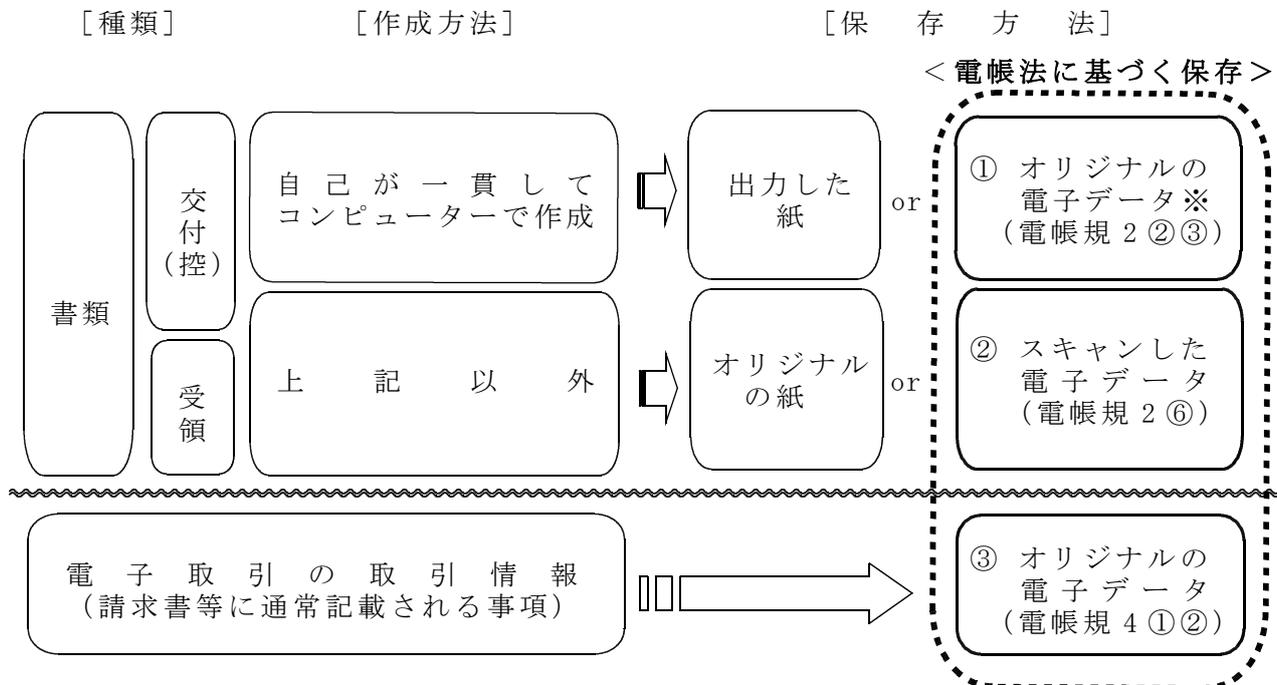
【電子インボイス等の提供方法】

- ① 光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供
 - ② いわゆるEDI取引※を通じた電子データの提供
 - ③ 電子メールによる電子データ（電子メール本文・添付ファイル）の提供
 - ④ インターネット上のサイトを通じた電子データ（WEB上の領収書など）の提供
- ※ 「EDI（Electronic Data Interchange）取引」とは、異なる企業・組織間で、「受注・発注」、「出荷・納品」、「請求・支払」等の各種取引情報に関連するデータを通信回線を通じて交換する取引等をいいます。

(2) 電帳法による保存方法

電帳法では、取引に関して交付し又は受領する請求書や領収書等の国税関係書類に通常記載される事項を電子データで授受する取引のことを「電子取引」と呼んでいます。この「電子取引」を行った場合には、そのオリジナルの電子データの保存を行うことになります。

【電帳法に定める国税関係書類等の保存方法】



※ 一定の要件を満たす場合には、マイクロフィルムによる保存も可能

(出典：「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】（令和 5 年 6 月）国税庁」問 1 の図解を一部加筆修正)

電帳法による電子データの保存方法では、次の要件を満たす必要があります（電帳規 2、4、「インボイス Q & A」問 81、102）。

① モニター・操作説明書等を備付けておくこと

② 「日付・金額・取引先」で検索できるようにしておくこと

なお、専用システムを導入していなくても、「エクセル等で索引簿を作成する方法」や「規則的なファイル名を設定する方法」でも対応は可能です。

(注) 特例措置

次の要件を満たす場合には、この検索要件自体が不要となります。

(イ) 基準期間の売上高が5,000万円以下であること
又は
(ロ) 電子データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理していること

かつ

電子データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしていること

③ 改ざん防止のための措置を取ること

次のいずれかの措置を取する必要があります。

(イ) タイムスタンプ付与
(ロ) 履歴が残るシステムでの授受・保存
(ハ) 改ざん防止のための事務処理規程の制定・遵守 ※

※ 事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載されています。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

(3) 令和 6 年 1 月 1 日からの宥恕措置

次のいずれの要件も満たす場合には、電子データを消去せずに保存することで、電子データがどのように保存されているかにかかわらず、電帳法による保存要件をクリアしたことになります（電帳規 4 ③、「インボイス Q & A」問 102-2）。

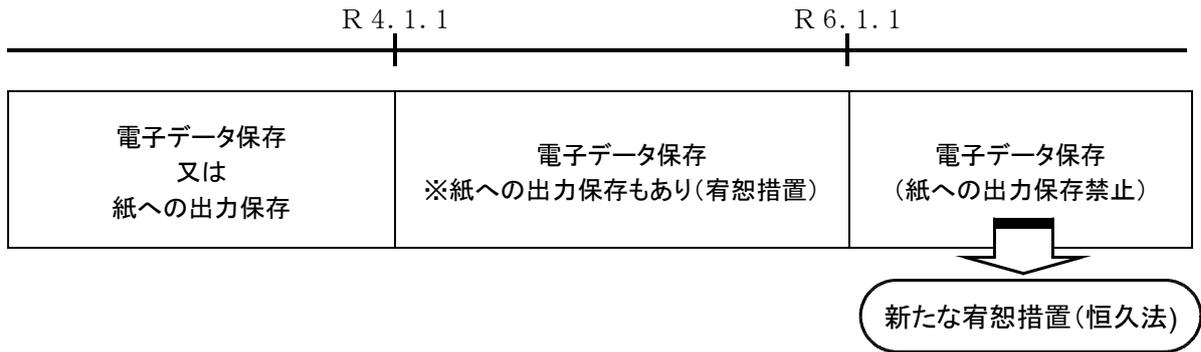
① 電子データ保存について上記(2)のルールに従って電子データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認めること（事前申請等は不要です。）

(注) 「相当の理由」

「人手不足」、「システム整備が間に合わない」あるいは、「資金不足」など、幅広い理由で認められるようです。

② 税務調査等の際に、「電子データのダウンロードの求め」及び「電子データをプリントアウトした書面の提示・提出の求め」にそれぞれ応じることができるようにしていること

【時系列で見た電子データの保存方法】



(4) 消費税法による保存方法

消費税における電子インボイス等の授受は、この「電子取引」に該当しますので、原則として、電帳法で定める方法に従って、そのオリジナルの電子データを保存することになります。

しかし、電帳法は、基本的には所得税、法人税の取扱いを定めたものであって、消費税における電子取引、いわゆる電子インボイスに関しては、もともとオリジナルの規定があります。消規26の8②では、売手側が、その提供する電子インボイスの記録を紙に出力して保存することを認めています。また、消規15の5②では、買手側が、その提供を受けた電子インボイスの記録を紙に出力して保存することを認めています。

したがって、電子インボイスの授受に関しては、原則として電帳法のルールに則ってオリジナルデータの保存が求められますが、それができないようであれば、紙へのアウトプット保存のみでも認められます。

2 ECサイトによる取引

ECサイト（インターネット上に開設された商品などを販売するウェブサイトをいいます。）で物品を購入した場合、一般的には、そのECサイト上にある「マイページ（購入者の購入情報を管理するページ）」内において、領収書等のデータをダウンロードすることができます。

ここで、電帳法においては、そのECサイト上で、その領収書等のデータ確認が随時可能な状態である場合には、必ずしもその領収書等のデータをダウンロードして保存しなくても差し支えないこととされています（「電子帳簿保存法一問一答」の「お問い合わせの多いご質問 電取追2」）。

なお、この取扱いは、インボイスに係る電子データの保存においても同様です。したがって、指定されたホームページ上の「マイページ」等にログインすることで、インボイスに係る電子データの確認が随時可能な状態である場合には、必ずしもその電子データをダウンロードせずとも、その保存があるものとして、仕入税額控除の適用を受けることができます（「インボイスQ&A」問102-2）。

(注) 上記の取扱いは、そのECサイトを提供する事業者が、物品の購入者において本来満たすべき上記1(2)②③で示した検索機能の確保及び真実性の確保の要件を満たしている場合に認められるものです。

また、その領収書等のデータは、各税法に定められた保存期間が満了するまで確認が随時可能である必要があります。

3 インフラ企業あれこれ

上下水道業、電気業、ガス業、あるいは通信業などのインフラ企業について、そのインボイス対応は、さまざまなものとなりました。

たとえば、上下水道に係る各特別会計では、従来から発行している納入通知書等に登録番号等を追加し、インボイスに切り替えているケースが多いように思います。

電力会社の中には、インボイス制度開始前から、既に紙による請求書等の交付をやめ、WEBによる請求書等の提供に切り替えている会社もあり、インボイスについても、WEBからのダウンロードでの対応となりました。

ちなみに、WEBからのダウンロードの場合、上記2の取扱いにより、ダウンロードを省略できるケースもありますが、ダウンロード可能期間が税法で求められる7年間に満たないというケースもあるので要注意です。

一方、通信会社の中には、従来から発行している紙の請求書等そのままに、インボイスについては、WEBからのダウンロードで対応するという会社がありました。しかし、実務界から多くの批判を受け、従来から発行している紙の請求書等に登録番号等を追加し、急遽、インボイス対応を行ったというお粗末なケースもありました。

<参考>

～「よくあるご質問（2023年10月）」東京電力エナジーパートナー(株)より～

Q8. Web会員サイト「ビジネスTEPCO」「くらしTEPCO Web」への会員登録がインボイス制度開始に間に合わず遅れた場合、インボイス適用後の過去月分に対するインボイスは入手可能か。

A8.

○ 過去2年間分は、インボイスのダウンロードが可能です。ただし、まとめ（集約）請求をご利用のお客さまでビジネスTEPCOをご利用の場合は、会員登録してからインボイスの一括ダウンロードができますので、会員登録前の過去月分は一括ダウンロードできません。その場合は、ご契約単位にダウンロードをお願いいたします。

～「適格請求書提供方法の変更について」（2024年1月19日）NTTファイナンス(株)より～

NTTファイナンス株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：伊藤 正三、以下「当社」）は、当社から毎月お届けしているご請求書等について、そのまま適格請求書（インボイス制度に対応した請求書）としてご利用いただけるよう、提供方法を変更させていただきます。

これまでご提供方法についてご不便をおかけしたこと及び当社コールセンターがつながりにくい状態等となったことについて、お詫び申し上げます。

今後とも皆様のご要望にお応えしつつ、お客さまサービスの向上に努めてまいります。

Ⅲ クレジットカードによる取引

1 クレジットカード会社からの請求明細書等

(1) 基本的な考え方

クレジットカード会社からの請求明細書は、売手側（カード加盟店）が買手側（カード利用者）に作成、交付する請求書等ではなく、また、インボイス番号の記載もないことから、消法30⑨で定めるインボイス等には該当しません。

したがって、仕入税額控除を行うためには、売手側（カード加盟店）が作成、交付する領収書、請求書等を保存しておく必要があります。

<参考>

～クレジットカード会社からの請求明細書（国税庁 質疑応答事例より）～

【照会要旨】

法人カードを利用している場合には、カード会社から一定期間ごとに請求明細書が交付されますが、この請求明細書は消費税法第30条第9項《仕入税額控除に係る請求書等》に規定する請求書等に該当するのでしょうか。また、この請求明細書を保存することで仕入税額控除を適用することができますか。

【回答要旨】

クレジットカード会社はそのカードの利用者に交付する請求明細書等は、そのカード利用者である事業者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者（カード加盟店）が作成・交付する書類ではなく、当該他の事業者（カード加盟店）の氏名又は名称及び登録番号が記載された書類にも該当しないため、消費税法第30条第9項に規定する請求書等には該当しません。

したがって、クレジットカード会社の作成した請求明細書を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることはできません。この場合、課税資産の譲渡等を行った他の事業者（カード加盟店）から受領した適格請求書等を保存することで、仕入税額控除の適用が認められます。

(2) 例外的な取扱い

次に掲げる取引については、クレジットカード利用明細書等に基づいて仕入税額控除に係る処理を行ったとしても問題ありません。

【例外的な取扱い】

- ・ 少額特例の対象となる取引（税込仕入価額が1万円未満の取引）
- ・ 公共交通機関特例など、インボイスの保存不要で仕入税額控除が可能となる取引

(3) 経過措置の適用の有無

クレジットカード利用明細書の保存だけでは、仕入税額控除に係る経過措置（仕入税額の80%又は50%を控除する措置）の適用は受けられないものと考えます。

インボイスの交付が受けられない課税仕入れについては、仕入税額控除に係る経過措置の適用が認められる場合があります。この場合、「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける旨を記載する、かつ、旧法でいうところの区分記載請求書等を保存することが要件となります。

ここで、旧法の下でも、クレジットカード利用明細書は、旧法30⑨に規定する請求書等とは認められておらず、クレジットカード利用明細書の保存だけでは、仕入税額控除はできないこととされてきました。したがって、区分記載請求書等の保存がないことから、仕入税額控除に係る経過措置の適用は受けられません。やはり、少額特例の適用がある場合を除き、売手側（カード加盟店）が作成、交付する領収書、請求書等を保存しておく必要があります。

ちなみに、旧法で認められていた、税込3万円未満の少額取引の場合や請求書等の交付を受けることが困難な場合について、帳簿の保存のみで仕入税額控除を行うことができる取扱いは、インボイス制度開始により廃止されました。

2 ETC利用代金

ETCの利用に係るクレジットカード利用明細書と「ETC利用照会サービス」からダウンロードした利用証明書（高速道路会社等ごとに任意の一取引を保存）とを合わせることで、簡易インボイスの記載事項を満たすことになります。

(注) 高速道路会社が発行するETCコーポレートカードやETCパーソナルカードを利用する場合には、月に一回発行される請求書等がインボイスに対応した形式となります。

【カード別の取扱い】

カードの種類	保存書類
・ ETCクレジットカード (クレジットカード会社が発行する全てのETCカード)	クレジットカード利用明細書 ＋ 利用証明書 ※ (高速道路会社等ごとに任意の一取引)
・ ETCパーソナルカード (道路事業者が共同で発行する有料道路に係る通行料金の支払いにだけ使えるETCカード)	月に一回発行される請求書・ 精算書等
・ ETCコーポレートカード (東・中・西日本高速道路株式会社が大口、多頻度割引制度のために発行するETCカード)	

※ 「ETC利用照会サービス」においてダウンロードできる期間（15か月間）中、繰り返し、同じ高速道路会社等の道路を利用しているような場合は、利用証明書のダウンロードは不要となり、クレジットカード利用明細書の保存のみで仕入税額控除の適用を受けることが可能です（「インボイスQ&A」問103【答】（注）2）。

< 参考 >

～利用証明書のダウンロード～

利用証明書をダウンロードするためには、「ETC利用照会サービス」のページにアクセス (<https://www.etc-meisai.jp/index.html>) し、情報登録を行った上で、ログインを行う必要があります。

【利用証明書】

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
登録番号：T9010001095716

料金所(自) 船橋本線上り
料金所(至) 原木上り
23年10月 7日 16時36分

通行料金 ￥250-

(ETCクレジット) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号
A51310-072254-722231 **確**

※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

事業者の登録番号が追加されました。事業者名が略称などの場合は問い合わせ先が記載されます。

適格簡易請求書となるため適用税率を明示

(参考：ETC利用紹介サービス)

なお、利用した高速道路会社ごとに簡易インボイスの記載事項を満たした「利用証明書」を1回だけダウンロードすればよいこととされていますが、「ETC利用照会サービス」のページから、料金所名を基に管轄道路会社を調べることができるエクセルをダウンロードすることができます。

ニュース

2023/11/10

ETCクレジットカードを利用した高速道路利用に係るインボイス対応について

料金所名から管轄道路会社をお調べしたい場合は、[こちら](#) をご利用ください。

ここからエクセルファイルをダウンロード

(「ETC利用照会サービス」(<https://www.etc-meisai.jp/news/230915.html>) より)

《管轄道路会社 検索フォーム》

インボイスとして、ご利用された料金所の利用証明書を保存する必要があります。

料金所名から探す（↓に料金所名を入力の上、Enterキーを押してください） **検索結果：4件**

船橋

※ひらがな、カナ入力では検索されませんのでご注意ください。
 ※検索結果が20件を超える場合は上位20件のみが表示されますので、



	料金所名	管轄道路会社
1	船橋本線上り	東日本高速道路株式会社
2	船橋本線下り	東日本高速道路株式会社
3	船橋	東日本高速道路株式会社
4	谷津船橋	東日本高速道路株式会社
5		

(エクセルファイルの検索画面より)

～現金決済による領収書～

〈変更後〉

ご利用ありがとうございます。

 **阪神高速**

島屋 料金所

お問い合わせ 阪神高速お客さまセンター
06-6576-1484

※通行料金の消費税率は10%です
登録番号 T2120001112350

領 収 書

23年10月01日00時00分
車種 普通

通行料金 現金 ¥1,320

 阪神高速道路株式会社
 発行番号 0000-00-0000

適格簡易請求書となるため適用
税率を明示

登録番号を追加

(出典：阪神高速)

3 タクシーチケット

クレジットカード会社が発行しているタクシーチケットにつき、その利用に係るクレジットカード利用明細書と次の〔確認資料〕に記載された内容等に基づき、利用されたタクシー事業者が適格請求書発行事業者であることが確認できる場合には、適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている証票が使用の際に回収される取引（いわゆる「回収特例」）として、帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用を受けることができます（「インボイスQ&A」問108-2）。

〔確認資料〕

- ・利用されたタクシー事業者のホームページ
- ・クレジットカード会社のホームページ等に掲載されている利用可能タクシー一覧

（注） タクシー会社等が発行しているタクシーチケットを利用した場合には、そのタクシー会社が発行する請求書等が、原則としてインボイス対応となっています。

<参考>

～経過措置の適用が受けられる場合～

タクシー事業者が適格請求書発行事業者でなかったことが確認された場合には、そのタクシー利用時に受領した領収書（未収書等）や別途そのタクシー事業者から発行を受けた書類など、区分記載請求書の記載事項を満たした書類及び一定の事項を記載した帳簿の保存があれば、経過措置の適用を受けることができます。

IV 銀行手数料

1 代金から差し引かれる振込手数料

売手側が、売上代金の請求時にその売上代金から差し引かれる振込手数料の取扱いに関しては、以前より実務界で喧々諤々してきましたが、令和5年度改正による「少額取引に係る返還インボイスの交付免除制度」と令和5年4月に改訂された「インボイスQ&A」（令和5年10月改訂後の問29、30）によって、ようやくその道筋が示されました。

なお、実務上は、売手側の同意を得ることなく、買手側が勝手に振込手数料を差し引いているケースが散見されます。インボイス制度の開始にあたり、まず、本来は買手側が振込手数料を負担すべきものであることを改めて買手側に打診すべきであると考えます。

【振込手数料の処理】

	売手側の処理	インボイスなどの授受等
①	売上値引き処理(注1)	売手側からの返還インボイスは交付不要(処理なし)。
②	代金決済上の役務提供を受けたとする処理(注2)	買手側より役務提供に係るインボイスを受領する必要あり。売手側が仕入明細書等を作成でも可。
③	振込手数料の立替払いを受けたとする処理(注2)	買手側から振込手数料に係る金融機関からのインボイスと立替金精算書を受領する必要あり。ATMによる振込みの場合は帳簿への記載のみで可。
④	経費勘定で計上した上で売上げに係る対価の返還等として処理(注1)	売手側からの返還インボイスは交付不要(処理なし)。

(注1) 軽減税率対象取引に関する振込手数料の場合には、軽減税率8%を適用することになります。

(注2) 「少額特例」の適用があります。

2 銀行手数料等

税込3万円未満の自動サービス機により行われる取引(いわゆる「自動販売機特例」)については、帳簿に通常の記載事項に加えて、特例の種類を記載することのみで仕入税額控除を行うことができます。ATMによる振込手数料や入出金手数料(以下「振込手数料等」)については、この特例に該当することから、インボイスの保存は不要です(帳簿に「ATM」と記載します)。

一方、金融機関の窓口又はオンラインで決済を行った際の金融機関における振込手数料等について、仕入税額控除の適用を受けるには、原則として、インボイス及び帳簿の保存が必要となります。

ただし、取引回数が多頻度にわたるなど、全ての振込手数料等に係るインボイスの保存が困難なときは、金融機関ごとに発行を受けた通帳や入出金明細等(入出金サービス、振込サービスに係る取引年月日や対価の額が判明するものに限ります。)と、その金融機関における任意の一取引(一の入出金又は振込み)に係るインボイスを併せて保存すること

で、仕入税額控除の適用が受けられることになりました(「インボイスQ&A」問103-2)。

なお、金融機関から交付された各種手数料に係るお知らせ(適格請求書発行者の氏名又は名称及び登録番号、適用税率、取引の内容が記載されたものに限ります。)を受領している場合には、その任意の一のお知らせを保存することで、インボイスの保存に代えることができるようです。

<参考>

～各種手数料に係るお知らせの例～

郵便はがき

料金後納郵便

〒100-0005
東京都千代田区丸の内2丁目7番1号

株式会社山田商事様

〒154-8730 東京都世田谷区池袋3-1-12
お取引店 XXXX店
電話 03(XXXX)XXXX
0001 KTKS06E N11TKS06 I6926A R000001

MUFG 三菱UFJ銀行

水に濡れている時は乾かして開封ください。

株式会社三菱UFJ銀行(登録番号:T5010001008846)
東京メールセンター
〒154-8730 東京都世田谷区池袋3-1-12
お取引店 XXXX店
電話 03(XXXX)XXXX
0001 KTKS06E N11TKS06 I6926A R000001

※案内は内側にあります。ここからゆくりと見がしてご覧ください。

各種手数料お引落し結果のお知らせ(都度受入分)

平素は三菱UFJ銀行をご利用頂き、ありがとうございます。
ご指定の口座より下記金額をお引落し致しましたのでご案内申し上げます。

手数料引落月	令和5年11月
お引落額合計	13,959円
内消費税額※	1,269円

ご利用明細 消費税率: 10%

お引落口座取引店 科目 口座番号	手数料種類	お引落額(円)		内訳	件/通/冊	料金(消費税別)	
		消費税込額	内消費税額				
〇〇支店 普通 0004021	地方税基本手数料	110	10	特別徴収地方税	2	100	
	地方税為替手数料	880	80	特別徴収地方税	2	800	
	口座別お引落金額合計	990	90				
	〇〇支店 普通 0011296	法人地方税基本手数料	110	10	市町村民税	2	100
〇〇支店 普通 0011301	法人地方税為替手数料	880	80	市町村民税	2	800	
	口座別お引落金額合計	990	90				
	〇〇支店 普通 2373482	振込関連手数料	7194	654	E/B総振 磁振依頼書 E/B給振 総振依頼書 代理事務 E/B振込振替	9 1 4 1 3 1	900 800 100 300 900 100
	次回に続く						

(課税事業者の方へ) 本状を消費税の仕入税額控除制度における「適格請求書」として保存ください。
※請求処理の制約のため、各明細の合計額と異なる場合がございます。

三菱UFJ銀行の「適格請求書」への対応について、詳しくは右の二次元コードから当行ホームページをご確認ください。

郵便はがき

料金後納郵便

〒100-0005
東京都千代田区丸の内2丁目7番1号

株式会社山田商事様

〒154-8730 東京都世田谷区池袋3-1-12
お取引店 XXXX店
電話 03(XXXX)XXXX
0001 KTKS06E N11TKS06 I6926A R000002

MUFG 三菱UFJ銀行

水に濡れている時は乾かして開封ください。

株式会社三菱UFJ銀行(登録番号:T5010001008846)
東京メールセンター
〒154-8730 東京都世田谷区池袋3-1-12
お取引店 XXXX店
電話 03(XXXX)XXXX
0001 KTKS06E N11TKS06 I6926A R000002

※案内は内側にあります。ここからゆくりと見がしてご覧ください。

各種手数料お引落し結果のお知らせ(都度受入分)

平素は三菱UFJ銀行をご利用頂き、ありがとうございます。
ご指定の口座より下記金額をお引落し致しましたのでご案内申し上げます。

手数料引落月	令和5年11月
お引落額合計	13,959円
内消費税額※	1,269円

ご利用明細 消費税率: 10%

お引落口座取引店 科目 口座番号	手数料種類	お引落額(円)		内訳	件/通/冊	料金(消費税別)	
		消費税込額	内消費税額				
〇〇支店 普通 2373482	*前回より続く*			その他振込 訂正・組戻し	4 1	2640 800	
	受取人負担手数料	1550	150	受取人負担振込	3	1500	
	定額自動送金取扱手数料	55	5	取扱手数料	1	50	
	代金取立手数料	880	80	代金取立	1	800	
〇〇支店 普通 2373571	担保手形取立手数料	330	30	担保手形取立	1	300	
	口座別お引落金額合計	10109	919				
	〇〇支店 普通 2373571	振込関連手数料	880	80	その他振込 訂正・組戻し	1 1	100 700
	お引落金額総合計	13959	1269				

(課税事業者の方へ) 本状を消費税の仕入税額控除制度における「適格請求書」として保存ください。
※請求処理の制約のため、各明細の合計額と異なる場合がございます。

三菱UFJ銀行の「適格請求書」への対応について、詳しくは右の二次元コードから当行ホームページをご確認ください。

(出典: (株)三菱UFJ銀行)

また、インターネットバンキングなど、オンラインで振込みを行った際の振込手数料等について、インボイスがデータで提供された場合には、電帳法で定める電子取引に該当します。

したがって、その振込手数料等に係るインボイスのデータが、インターネットバンキング上で随時確認可能な状態であるのであれば、データのダウンロードや紙への出力は不要です（「電子帳簿保存方法一問一答」の「お問合せの多いご質問 電取追 2-2」）。

【振込手数料等の取扱い】

サービス形態		保存するもの		
A T M		帳簿のみ ※ 1		
窓 口 又は オンライン	インボイス の交付	原 則	インボイス	帳 簿
		特 例	通帳や入出金明細等 + 任意の一取引に係るインボイス ※ 2、3	
	電子インボ イスの提供	原 則	ダウンロードしたインボイスのデータ 又は出力した紙	
		特 例	— (ダウンロード不要) ※ 4	

※ 1 通常の記載事項に加えて、特例の種類を記載（「A T M」と記載）します。

※ 2 1回のみ取得・保存することで問題ありません。なお、振込み等が多頻度にわたるなどの事情により、全ての振込手数料等に係るインボイスの保存が困難な場合が前提とされています。

※ 3 金融機関から交付された各種手数料に係る任意の一のお知らせに代えることができます。

※ 4 インボイスに係るデータが、インターネットバンキング上で随時確認可能な状態であるなど一定の要件を満たすことが前提とされています。

※ 5 少額特例の適用があります。

さて、メインバンクで、これらすべてのサービス形態を利用して頻繁に振込等を行っている場合には、インターネットバンキング上で任意の一取引に係るインボイスの確認ができるため、結果として、帳簿の保存のみで事足りるのではないのでしょうか？

V 買手によるインボイスの修正等

適格請求書発行事業者は、インボイスや返還インボイス、あるいはこれらの電子データに誤りがあった場合には、買手側からの求めがあるなしにかかわらず、修正したこれらの書類等を提供しなければなりません（消法57の4④⑤、「インボイスQ&A」問33）。また、原則として、買手側が追記や修正を行うことは認められていません。

しかし、ここにきて柔軟な取扱いも認められるようです。買手においてインボイス等の記載事項に係る誤りを修正した仕入明細書等を作成し、売手である適格請求書発行事業者に確認を求めることも認められます（「インボイスQ&A」問92）。また、この際、たとえば、受領したインボイス等と関連性を明確にした上で、修正事項を明示した別の書類を作成し、その修正事項について売手の確認を受けたものを保存することも認められます。

一方、受領したインボイス等に買手が自ら修正を加えたものであったとしても、その修正した事項について売手に確認を受けることで、その書類を保存することによって仕入税額控除の適用を受けても問題ないようです（「インボイスQ&A」問92）。

なお、どのような修正方法を取るかについては、修正項目や取引先との関係によるところが大きいと考えます。実際の修正に当たっては、このようなことを念頭に置きつつ、慎重に修正すべきではないでしょうか。

【誤ったインボイス等の修正方法】

- ① 売手側に正しいインボイスの再交付を求める方法
- ② 買手側が自ら誤りを修正した仕入明細書等を作成・交付する方法
- ③ 買手側が自ら誤りのあるインボイスを修正し、売手側に確認を求めてこれを保存する方法

【適格請求書を修正し、適格請求書及び仕入明細書等とする例】

請求書		請求書
(株)〇〇御中		(株)〇〇御中
	△△商事(株) T1234567890123	
10/1 オレンジジュース	108,000 円	10/1 オレンジジュース ※ 108,000 円
10/2 キッチンペーパー	113,000 円	10/2 キッチンペーパー 113,000 円
10/2 リンゴジュース	158,000 円	10/2 リンゴジュース ※ 158,000 円
10% 税抜 1,980,000 円	税 198,000 円	10% 税抜 1,980,000 円
8% 税抜 1,539,000 円	税 123,120 円	8% 税抜 1,539,000 円
		※は軽減税率対象
		訂正事項につき11月1日先方確認済み

「軽減税率対象品目である旨」の記載がない

「軽減税率対象品目である旨」を買手自ら補完しつつ、補完した旨を売手である△△商事(株)へ確認を受けることで、適格請求書及び修正事項を明示した仕入明細書等となる。

(出典：「インボイスQ&A」問92)

VI 立替金

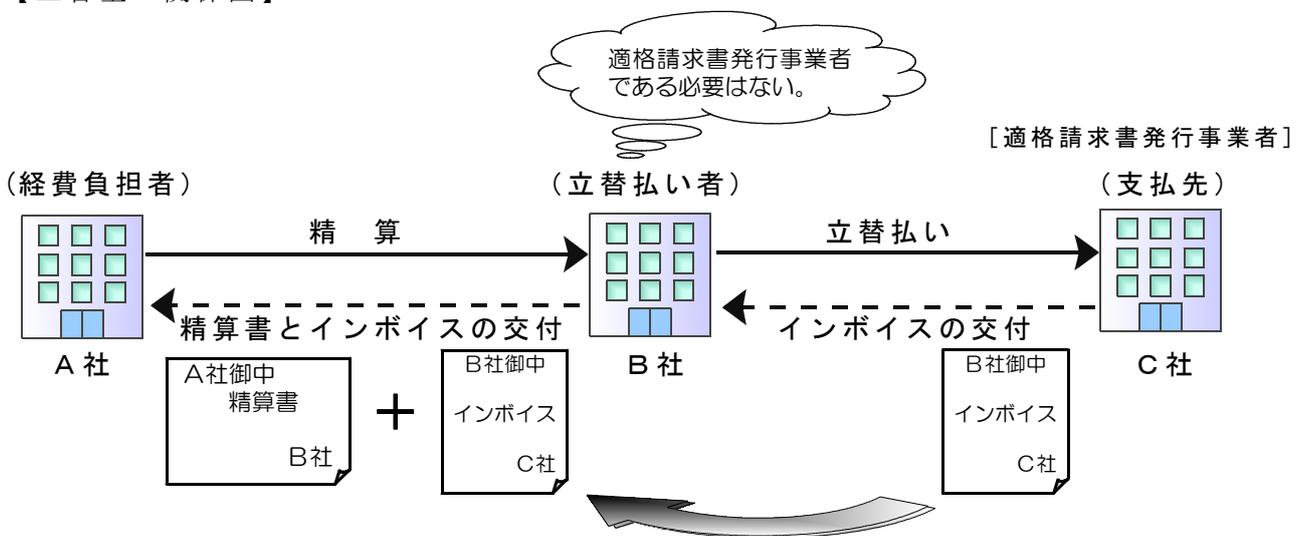
1 経費の立替払い

(1) 原則的な取扱い

事業者間で経費の立替払いを行った場合、通常、インボイスの宛名には、その立替払いを行った事業者の名称等が記載され、本来経費を負担すべき事業者の名称等は記載されません。このような場合には、本来の経費負担者である事業者が、その立替払いを行った事業者から、そのインボイスとその事業者が作成した立替金精算書等の交付を受け、これらの書類を保存することによって、仕入税額控除の適用を受けることができます（消基通11-6-2）。

なお、この場合には、その立替払いを行った事業者は、適格請求書発行事業者である必要はありません。

【立替金の関係図】



(2) 複数者分の経費を一括して立替払いしている場合

上記(1)の【立替金の関係図】で、A社を含む複数者分の経費を一括してB社が立替払している場合、原則として、B社はC社から受領したインボイスのコピーとB社が作成した立替金精算書をA社を含む立替えを受けた者に交付する必要があります。

なお、立替えを受けた者に交付するインボイスのコピーが大量となるなど、B社が、コピーを交付することが困難なときは、B社がC社から交付を受けたインボイスを保存し、A社はB社が作成した（立替えを受けた者の負担額が記載されている）立替金精算書の保存をもって、仕入税額控除を行うことができます（「インボイスQ&A」問94【答】（参考1））。

この場合、立替払を行ったB社は、その立替金が仕入税額控除可能なものか（適格請求書発行事業者からの仕入れか、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れか）を明らかにし、また、適用税率ごとに区分するなど、A社が仕入税額控除を受けるに当たっての必要な事項を立替金精算書に記載しなければなりません。

なお、仕入税額控除の要件として保存が必要な帳簿には、課税仕入れの相手方の氏名又は名称の記載が必要であるほか、その仕入れ（経費）が適格請求書発行事業者から受けたものか否かを確認できるよう、立替払を行ったB社とA社との間で、課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号を確認できるようにしておく必要があります。

ただし、これらの事項について、別途、書面等で通知する場合のほか、継続的な取引に係る契約書等で、別途明らかにされているなどの場合には、精算書において明らかにしていなくても問題ありません。

【立替金精算の記載イメージ】

消費税額は、以下のいずれかの方法により算出。
 ① 合計金額を税率で割り戻して算出し、端数処理する。
 ② 各料金ごとに税率で割り戻して算出した上で端数処理し、それらを合計する。

株式会社A社 御中 **立替金精算書** 株式会社 B社 ●
 発行日 20XX.11.30

内容	金額 (税込)	消費税 (10%)	備考
電気料金	1,100円	100円	20XX年10月分 C社 ●
水道料金	1,650円	150円	20XX年10月分 D社 ●
合計	2,750円	● 250円	

立替払いを行う者 (B社) の登録番号は記載不要

仕入税額控除の適用を受けるに当たり、売手の名称を帳簿に記載することから、名称を表示

● 本精算書の保存をもって仕入税額控除の適用を受けることが可能です。

本精算書の保存をもって仕入税額控除の適用が可能である点 (=売手が適格請求書発行事業者である点) を表示することも一案。

(出典: 「インボイスQ & A」 問94)

《事例》テナントから受領する水道光熱費等

自社建物に入居するテナントから水道光熱費等の当社立替分を徴収していますが、当社はテナント宛てに、賃料や水道光熱費等の明細を記載した合計請求書を発行しています。インボイス制度開始後は、当該請求書に加え、「当該光熱費等の元となったインボイスの写し」及び「立替金精算書」を発行すればよいという認識でよいですか？

請求書

○○○御中 東京都……………
 (株)△△△

請求金額	125,260円
(内訳)	
賃料	100,000円
消費税 (10%)	10,000円
電気代 (立替金)	9,860円
上下水道代 (立替金)	5,400円

消費税においては、対価として收受し又は收受すべき一切の金銭を資産の譲渡等の対価と認識します (消法28①)。したがって、原則的には、賃料だけではなく、水道光熱費等を含めた請求金額が課税売上げとなりますから、インボイスに記載すべき取引金額及び消費税額は、その請求金額に基づいて記載することになります。

<参考>

【テナントから領収するビルの共益費】

<照会要旨>

ビル管理会社等がテナントから受け入れる水道光熱費等の共益費等は、いわゆる「通過勘定」という実費精算的な性格を有することから、課税の対象外としてよいでしょうか。

<回答要旨>

ビル管理会社等が、水道光熱費、管理人人件費、清掃費等を共益費等と称して各テナントから毎月一定額で領収し、その金額の中からそれぞれの経費を支払う方法をとっている場合には、ビル管理会社等が領収する共益費等は課税の対象となります。

また、水道光熱費等の費用がメーター等によりもともと各テナントごとに区分されており、かつ、ビル管理会社等がテナント等から集金した金銭を預り金として処理し、ビル管理会社等は本来テナント等が支払うべき金銭を預かって電力会社等に支払うにすぎないと認められる場合には、当該預り金はビル管理会社等の課税売上げには該当しません。

(出典：国税庁 質疑応答事例 消費税関係)

(3) 買手側による交付

上記(1)の【立替金の関係図】で、B社からB社宛のインボイスを受領し、A社において立替金精算書の内容を記載した書類等(明細書)を作成してB社宛に交付した上で、その内容の確認を受けることで、A社は、その明細書及びB社宛のインボイスの保存をもって、仕入税額控除を行うことができます(「インボイスQ&A」問94【答】(参考2))。

なお、上記(2)と同様に、立替払を受ける者が多数いるなどの事情によりB社宛のインボイスの交付をA社が受けられなかった場合は、そのB社宛のインボイスの保存は不要(その明細書のみの保存)で、仕入税額控除を行うことができます。

<参考>

～買手側自らが修正する方法～

上記「V 買手によるインボイスの修正等」と同様に、受領したB社宛のインボイスについて、A社自らが宛名部分等を修正し、その修正した事項についてB社の確認を受けるといった方法も認められるようです。したがって、そのA社自らが修正した書類を保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます(「インボイスQ&A」問94【答】(参考2))。

2 従業員による立替払い

従業員が、事業に必要な消耗品等の代金を会社に代わって立替払いした場合、原則として、その領収書等の宛名が従業員のままでは、仕入税額控除を行うことはできません。

しかし、宛名に従業員名が記載されたインボイスとその従業員がその会社に所属していることが明らかとなる「従業員名簿等」の保存が併せて行われているのであれば、立替払いに係るインボイスの保存要件を満たすものとして、仕入税額控除を行うことができるようです(「インボイスQ&A」問94-2)。

なお、従業員名簿等がなく、立替払を行う従業員を特定できない場合には、宛名に従業員名が記載されたインボイスとその従業員が作成した立替金精算書の交付を受け、その保存が必要となるとのことです。

ただ、私見ですが、その従業員がその会社に所属していることは、賃金台帳や入社時の履歴書、あるいは社会保険関係の書類などでも確認できるのではないかと考えます。

VII 報酬と源泉税

報酬に係る請求書とこれに伴う源泉徴収税額について、インボイス制度開始後はどのように取り扱うべきか、ここで検討してみましょう。

《事例1》請求書に含まれる旅費等

たとえば弁護士から、次のような請求書を交付された場合、どのように処理しますか？

請求書	
〇〇〇御中	東京都…………… 弁護士 △△△ T 1234567891234
請求金額	<u>102,790円</u>
(内訳)	
報酬 (10%)	100,000円
消費税 (10%)	10,000円
源泉税	△ 10,210円
旅費 (立替金)	3,000円

インボイス制度開始後においては、法定記載事項である「税率ごとに区分して合計した税抜価額又は税込価額」及び「税率ごとの消費税額」については、旅費等を含む全ての支払金額（登録免許税等は除きます。）に基づいて記載すべきものと考えます。

国税庁 質疑応答事例 消費税関係「実費弁償金の課税」では、「実費弁償たる宿泊費及び交通費であっても、ホテルや交通機関等への支払が実質的に依頼者による直接払と認められるものでない限り、弁護士の報酬又は料金に含まれ課税の対象となります。」と記載されています。

【実費弁償金の課税】

<照会要旨>

弁護士の収入の中には実費弁償たる宿泊費又は交通費が含まれていますが、これらの宿泊費や交通費は、立替金として処理していれば、課税の対象外として取り扱ってよいのでしょうか。

<回答要旨>

弁護士の業務に関する報酬又は料金は、弁護士がその業務の遂行に関連して依頼者から支払を受ける一切の金銭をいうものと解されています。

したがって、実費弁償たる宿泊費及び交通費であっても、ホテルや交通機関等への支払が実質的に依頼者による直接払と認められるものでない限り、弁護士の報酬又は料金に含まれ課税の対象となります。

なお、依頼者が本来納付すべきものとされている登録免許税や手数料等に充てるものとして受け取った金銭については、それを報酬又は料金と明確に区分経理している場合は、課税の対象となりません（基通10-1-4（注））。

（出典：国税庁 質疑応答事例 消費税関係）

《事例 2》未登録事業者からの請求書

士業から受領した「報酬100,000円、消費税10,000円、△源泉税10,210円、請求額99,790円」という請求書に登録番号が入っていなかったとしたら、どのように処理しますか？

報酬・料金等に対する源泉徴収については、インボイス制度開始後も従前の取扱いと変更はありません（「インボイス制度開始後の報酬・料金等に対する源泉徴収」令和3年12月9日 国税庁）。

報酬・料金等の支払を受ける者からの「請求書等」は、必ずしもインボイスである必要はありません。したがって、適格請求書発行事業者以外の事業者が発行する請求書等において、報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額として問題ないようです。

【インボイス制度開始後の報酬・料金等に対する源泉徴収】

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除制度において適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が開始されます。

インボイス制度開始後においても、平成元年1月30日付直法6-1「消費税法等の施行に伴う源泉所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）（以下「本通達」といいます。）の「3 報酬・料金等所得等に対する源泉徴収」の取扱いは、次のとおり変更ありませんので、ご注意ください。

1 現行の取扱い（本通達3）

原稿料や弁護士報酬などの源泉徴収の対象となる報酬・料金等（所得税法第204条第1項）の中に消費税及び地方消費税の額（以下「消費税等の額」といいます。）が含まれている場合は、原則として、消費税等の額を含めた金額が源泉徴収の対象となります。

ただし、報酬・料金等の支払を受ける者からの『請求書等』において、報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額として差し支えありません。

2 インボイス制度開始後の取扱い（現行の取扱いから変更なし）

インボイス制度開始後においても、上記1の『請求書等』とは、報酬・料金等の支払を受ける者が発行する請求書や納品書等であればよく、必ずしも適格請求書（インボイス）である必要はありませんので、適格請求書発行事業者以外の事業者が発行する請求書等において、報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額として差し支えありません。

※ 所得税法第204条の規定が適用される報酬・料金等のほか、同法第212条の規定が適用されるものについても、上記と同様に取り扱われます。

（出典：「インボイス制度開始後の報酬・料金等に対する源泉徴収」令和3年12月9日 国税庁）

VIII 仕入明細書等の活用

1 家賃等

(1) 家賃の支払いとインボイス

店舗や事務所の賃貸借契約において、月極家賃を口座振替や口座振込で支払う場合には、請求書や領収書の授受を行わないのが一般的ですが、仕入税額控除を行うためにはインボイスの保存が必要となります。

この場合、適格請求書発行事業者にはインボイスの交付義務がありますから、賃貸人から一定期間分の賃借料について、まとめてインボイスの交付を受け、これを保存するという対応も可能です。

また、インボイスの記載事項については、一の書類にすべて記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項のすべてが確認できれば問題ありません。ですから、たとえば、家賃の口座振替や口座振込を行っている場合には、賃貸借契約書に登録番号等を記載するなどして、複数の書類全体でその記載事項を満たすような対応も認められます（「インボイスQ & A」問95）。

なお、この方法は、税理士報酬など、継続した役務の提供の対価を支払う場合にも応用できます。

【取引の都度請求書等が交付されない場合の対応】

【新規契約における対応例】

- ・ 発行者の名称及び登録番号
- ・ 取引の相手方の名称
- ・ 取引の内容

- ・ 税率ごとの対価の合計額及び適用税率
- ・ 消費税額等

建物賃貸借契約書

賃貸人〇〇(株)（登録番号：T1234…）と借借人××(株)とは、〇〇(株)が所有する賃貸借の目的物について、次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第〇条（賃料）
賃料は1カ月165,000円（消費税率10%・うち消費税15,000円）とし、××(株)は〇〇(株)に対し、毎月末日までに、その翌月分を〇〇(株)の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

+

振込金受取書	
令和6年3月31日	
金額	¥165,000
先方銀行	〇〇銀行 〇〇支店
入金種目	普通口座
お受取人	〇〇(株)様
ご依頼人	××(株)様

賃借人である××(株)は、契約書と振込金受取書等※を保存することで仕入税額控除可

※ 口座振替による支払いの場合、振込金受取書の交付は受けられないため、通帳

・ 実際取引を行った事実を客観的に示す書類（課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの）

【既存契約における対応例】

※既存の契約内容では「登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」の記載が不足している

建物賃貸借契約書

賃貸人〇〇(株)と借借人××(株)とは、〇〇(株)が所有する賃貸借の目的物について、次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第〇条（賃料）
賃料は1カ月165,000円とし、××(株)は〇〇(株)に対し、毎月末日までに、その翌月分を〇〇(株)の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

+

令和5年10月以降のご案内

建物賃貸借契約書と併せて本書の保管をお願いいたします。

登録番号：T1234…
消費税率：10%
消費税額：15,000円

メールなど電子的方法による通知も可能

- ・ 登録番号
- ・ 適用税率
- ・ 消費税額等

+

上記同様、振込金受取書等を保存

（出典：「インボイス制度—オンライン説明会—」国税庁軽減税率・インボイス制度対応室）

(2) 仕入明細書等の活用

適格請求書発行事業者の登録を行った賃貸人は、賃借人の求めに応じて、賃貸料に係るインボイスを交付する義務があります。しかしながら、現実的には、適格請求書発行事業者の登録までは行ったものの、インボイスの交付や上記に示した契約書等の改訂作業等を行っていないケースが散見されます。そうこうしているうちに決算期を迎えてしまうような場合には、仕入税額控除ができなくなってしまいます。

そこで、このような場合には、賃借人側で仕入明細書等の書類を作成し、賃貸人側の確認を受けた上で、賃貸借契約書とともにこれを保存するといった方法も検討しなければならないのではないのでしょうか。

<参考>

～契約確認書の例～

契約確認書（インボイス）

賃貸人	○川○代 (登録番号：T 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3)
賃借人	株式会社 ○○○
物件住所	東京都○○区○○ 1 - 2 - 3
賃料月額	4 2 0 , 0 0 0 円 (内訳) 店舗部分 2 2 0 , 0 0 0 円 (うち消費税10%・20,000円) 住宅部分 2 0 0 , 0 0 0 円 (非課税)
賃料支払日	翌月分を当月末日までに支払う。

契約確認書の送付

令和6年 月 日

○川○代 様

東京都○○区○○ 1-2-3
03-1234-4567
株式会社 ○○○
代表取締役 △△△△

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和5年10月1日より、インボイス制度が開始されました。これに伴い、当社においても、賃貸借契約を締結している物件の賃借料につき、インボイスの保存が必要となります。

つきましては、インボイスの代替となる書類としまして別添の「契約確認書(インボイス)」を作成しました。内容をご確認の上、間違いなどがなければ、この書類を双方が保存することにより、インボイスの保存としたいと考えています。

なお、この通知から1月以内に連絡がない場合には、確認済みと致しますのでご了承ください。

敬具

2 古物商等

古物営業を営む事業者が、適格請求書発行事業者でない者から、古物を棚卸資産として買い取る場合には、帳簿へ一定の法定事項を記載することで、インボイス等の保存がなくても仕入税額控除の適用が受けられる特例（いわゆる「古物商等特例」）の適用があります（消法30⑦、消令49①一ハ）。

一方、その古物営業を営む事業者が、適格請求書発行事業者から古物を買取る場合には、この「古物商等特例」の適用はなく、原則として、その売手側（買取りの相手方）から、インボイスを受領する必要があります。

ここで、本来であれば、売手側（買取りの相手方）がインボイスを用意すべきですが、その取引形態から考えて、買手側（古物商）が仕入明細書等を自ら作成、保存する方が得策ではないでしょうか。